

不在者投票の手引き

(指定病院・老人ホーム・身体障害者支援施設・保護施設等)

令和5年(2023年)2月

熊本県選挙管理委員会

はじめに

選挙の投票は、選挙の当日に、決められた投票所で行うことが原則ですが、用事や病気等のため選挙の当日に投票所に行けない方のための例外的な制度として、不在者投票制度が設けられています。

この不在者投票制度のひとつとして、都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等（以下「指定施設等」という。）においては、入院・入所中の方が、その施設内で、その施設の長（病院長や施設長。不在者投票事務では、不在者投票管理者と呼びます。）の管理の下で、投票をすることができます。

この指定施設等における不在者投票においては、不正の混入を避け、選挙の公正を確保するという点から、その手続が極めて厳格に定められていますが、全国的にみると選挙のたびに指定施設等における不在者投票の管理執行上の不備が問題になっており、場合によっては貴重な一票が無効となるばかりか、施設の関係者が検挙されるような事態も発生しています。

この手引きは、そうした事態を招くことのないよう、指定施設等における不在者投票の事務手続や留意事項を解説したものです。

この手引きをご活用いただき、より適切な不在者投票の管理執行を徹底してくださるようお願いいたします。

令和5年（2023年）2月

熊本県選挙管理委員会

不在者投票事務チェックリスト

【投票用紙等の請求について】	
<input type="checkbox"/>	<p>1. 県選挙管理委員会から指定を受けた施設であるか。</p> <p>注) 特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームが併設している場合など、同施設内や同敷地内に複数の形態の施設がある際は、それぞれ県選挙管理委員会からの指定が必要です。(指定を受けていない病院・施設等に入院・入所している方を投票させることは違法です。)</p>
<input type="checkbox"/>	<p>2. 指定当時から、施設の名称や所在地が変わっていないか。</p> <p>注) 指定当時から、施設の名称や所在地に変更が生じた場合には、直ちに県選挙管理委員会にその旨を届け出る必要があります。(指定の変更届出 P. 55)</p>
<input type="checkbox"/>	<p>3. 選挙人(入院・入所されている方)本人の意思に基づく請求であるか。</p> <p>注) 病院や施設が本人の依頼なく投票用紙等を請求することは違法です。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>4. 選挙人本人から依頼書に署名をもらっているか。</p> <p>注) 選挙人の病状等により、依頼書に本人が署名することができない場合に限っては、本人の意思を口頭等で確認のうえ、その確認をした不在者投票事務従事者の氏名やその日時等を依頼書に記載し、必ず保管しておいてください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>5. 選挙人の「選挙人名簿に記載されている住所」の市区町村選挙管理委員会へ請求しているか。</p> <p>注) 施設の所在地の市区町村選挙管理委員会ではなく、各選挙人の選挙人名簿に記載されている住所の市区町村選挙管理委員会に請求してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>6. 請求書の記載に誤記や記載漏れはないか。</p> <p>注) 選挙人の氏名や住所等の誤記や、備考欄への記載漏れ(引続居住が必要な場合)がないか送付前に必ず確認してください。</p>
【投票事務の事前準備について】	
<input type="checkbox"/>	<p>1. 不在者投票管理者は、不在者投票立会人、不在者投票事務従事者を選任しているか。</p> <p>注) 不在者投票管理者は、不在者投票立会人と不在者投票事務従事者を選任しなければなりません。選挙人自ら候補者名等を記載できない方がいる場合は、不在者投票事務従事者を最低2名は選任しておいてください。(代理投票の補助者確保のため)</p>

<input type="checkbox"/>	<p>2. 不在者投票立会人を選任するに当たり、市区町村選挙管理委員会が選定する立会人等（外部立会人）を起用するよう努めているか。</p> <p>注）施設内での投票の公正性を確保するため、公職選挙法第 49 条第 10 項の規定により、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が選任する立会人等（外部立会人）を起用するよう努めなければなりません。できる限りに早めに所在地の市区町村選挙管理委員会へご相談してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>3. 投票記載場所における投票の秘密保持のための設備は整っているか。</p> <p>注）窓等はカーテンなどで外から見えないように徹底してください。また、投票記載台についても、記載内容が見えないよう目隠しを設置するなどしてください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>4. 投票記載場所の中に候補者氏名等の掲示はされていないか。</p> <p>注）指定施設における不在者投票の際に、投票記載場所における候補者氏名等の掲示は禁止されています。候補者氏名や政党名等が記載されているポスターやチラシなど全て撤去した上で、投票を行ってください。</p> <p>選挙人から、候補者氏名等について知りたい旨の申請があった場合には、投票記載場所以外の場所で、選挙公報や新聞等（候補者等を平等に取り扱ったもの）を見てもらうなどの対応をしてください。</p> <p>※ やむを得ずベッドの上で投票する場合も同様です。病室や居室内に氏名の掲示がない状態で投票を行ってください。</p>
<p>【投票について】</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>1. 投票しようとする者は、投票用紙等を交付された選挙人本人か。</p> <p>注）事前に整理している名簿と突合するなどし、選挙人本人であることを確かめてください。なお、家族や付添人の方が代わって投票することはできません（違法）ので、十分ご注意ください。</p> <p>※ 選挙人自ら投票用紙等を市区町村選挙管理委員会へ請求し、持参した者（本人請求）の場合には、必ず不在者投票証明書を開封し、確認してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>2. 家族や付添人は退出させたか。</p> <p>注）不在者投票記載場所へ入った後は、不在者投票事務従事者が選挙人の案内を行いますので、家族や付添人は入室させないでください。なお、投票に時間を要すると想定される場合などは、事前に家族や付添人と打合せする等の対応をしてください。</p> <p>※ 選挙人本人の意思による投票でなければなりませんので、御留意ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>3. 投票用紙、不在者投票用封筒（内・外）は、全てその選挙人のもので間違いはないか。</p> <p>注）複数の選挙人の投票用紙等が混在し、誤交付しないよう十分留意され、投票前にも最終確認を必ず行ってください。</p>

<input type="checkbox"/>	<p>4. 投票用紙への記載内容、封筒の順番（内→外）、外封筒への署名等の一連の事務についての説明に漏れはないか。</p> <p>注) 投票用紙記載後の手続きにミスが発生する事例が散見されます。投票用紙に記載後は、内封筒に入れ、その内封筒を外封筒に入れ、封をした後、外封筒の表面に当該選挙人が署名しなければなりません。署名の無い投票は、不受理となり開封されずに処理されますので、必ず交付の際に説明してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>5. 外封筒への署名後、投票箱へ入れる前（選挙人退出前）に、不在者投票管理者による確認等を行ったか。</p> <p>注) 不在者投票管理者は、署名後の不在者投票外封筒（投票用紙と内封筒はその中にある状態）を選挙人が投票箱へ投函する前（選挙人が退出する前）に、署名の漏れがないことなどを確認してください。その上で、裏面に投票日時・投票場所・不在者投票管理者の職・氏名を記載（ゴム印可）してください。</p> <p>※ 必ずしも投票所で使われている投票箱を使用する必要はありません。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>6. 投票箱へ入れる前に、不在者投票立会人の署名をしているか。</p> <p>注) 投票箱に投函する前（選挙人退出前）に必ず不在者投票立会人の署名してください。この投票が適正に実施されることを証するものですので、不在者投票管理者確認後に必ず署名してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>7. 投票用紙等を請求したが、投票しなかった者の分の投票用紙等は返還したか。</p> <p>注) 投票用紙等を請求したが、投票ができなかった方がいる場合には、その投票用紙等一式を当該市区町村選挙管理委員会へ必ず返還してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>8. 投票終了後の投票用紙が厳重に保管し、直ちに当該市区町村選挙管理委員会に送致したか。</p> <p>注) 投票終了後は、直ちに当該市区町村選挙管理委員会へ送致してください。やむを得ず後日送致する場合は、金庫等で厳重に保管してください。なお、送致する際は、投票済の不在者投票用外封筒を適当な封筒に入れ、不在者投票送致文（P. 31）及び不在者投票処理簿（P. 32）とともに送付してください。</p>
<p>※代理投票の場合</p>	
<input type="checkbox"/>	<p>○ 選挙人から代理投票の申出があった場合、不在者投票管理者は、不在者投票事務従事者のうちから2名を代理補助者に選任したか。</p> <p>注) 不在者投票管理者は、選挙人から代理記載の申出があった場合、以下の手続きにより代理記載を認めて、実施してください。</p> <p>① 不在者投票管理者は、不在者投票立会人の意見を聞いて、当該選挙人が自書できないと認められる場合、代理記載を認めてください。</p> <p>② 不在者投票管理者は、不在者投票事務従事者の中から必ず2名の補助者（記載補助者、立会補助者）を選任してください。（不在者投票立会人は補助者になれませんので、御注意ください。）</p> <p>③ 投票記載場所で、記載補助者が当該選挙人の意見を聞き、その候補者氏名等を投票用紙に記載し、その記載内容が選挙人の指示どおりか立会補助者が確認します。</p> <p>④ 記載補助者が投票用紙を内封筒に入れ、それを外封筒に入れ封をした後、外封筒の表面に記載補助者が当該選挙人の氏名を記載し、不在者投票管理者に提出します。</p>

目 次

第一 不在者投票制度

1. 不在者投票をすることができる場合 1
2. 不在者投票の方法 1

第二 施設における不在者投票

1. 不在者投票のできる施設の種類 2
2. 都道府県選挙管理委員会が指定する施設 2
3. 施設で不在者投票ができる者 3

第三 施設における不在者投票に従事する者

1. 不在者投票管理者 4
2. 不在者投票立会人 5
3. 代理投票補助者 5
4. 事務従事者 5
- 不在者投票の管理に当たつての留意事項 6
- (参考)郵便による不在者投票制度 6

第四 不在者投票の管理事務

1. 不在者投票用紙等の交付請求 7
2. 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付 9
3. 不在者投票のできる期間及び時間 9
4. 投票記載所の準備 11
5. 不在者投票立会人と代理投票補助者の選任 12
6. 市区町村選挙管理委員会からの投票用紙等の受領 12
7. 選挙人への投票用紙等の交付 13
8. 不在者投票の方法 13
9. 投票終了後の不在者投票用外封筒の送致 15
10. 不在者投票における公正確保等について 17
11. 経費の請求 19

様 式

様式 1	宣誓書(兼請求書)	22
様式 2	依頼書	23
様式 3	請求書	24
様式 4	証明書	25
様式 5	不在者投票用外封筒	26
様式 6	不在者投票用内封筒	27
様式 7	不在者投票証明書	28
様式 8	不在者投票証明書用封筒	29
様式 9	不在者投票送致用封筒	30
様式 10	不在者投票の送付について	31
様式 11	不在者投票処理簿	32
様式 12	請求書(不在者投票事務経費)【請求者と口座名義が同一の場合】	33
様式 13	請求書(不在者投票事務経費)【請求者と口座名義が違う場合】	35
様式 14	不在者投票者内訳書	37
様式 15	外部立会人の選定について(依頼)	39
様式 16	外部立会人の(選定/任命)について(通知)	40
様式 17	外部立会人の(選定/任命)について(通知)	41
様式 18	立会人選任書	42
様式 19	立会人承諾書	43
様式 20	領収書	44
様式 21	外部立会人実績報告書	45
様式 22	請求書(不在者投票外部立会人経費)【請求者と口座名義が同一の場合】	46
様式 23	請求書(不在者投票外部立会人経費)【請求者と口座名義が違う場合】	48
第 37 号様式	施設指定の申請書の様式	50
第 39 号様式	施設指定の辞退届出の様式	54
第 40 号様式	施設指定の変更届出の様式	55

(参考)

1. 関係法令	56
2. 実例判例	60
3. 各種公職の任期満了日	63
4. 熊本県及び市区町村の所在地等	64

略符号	「法」	公職選挙法
	「令」	公職選挙法施行令
	「55②Ⅱ等」	第55条第2項第2号等

第一 不在者投票制度

選挙の投票は、選挙の当日（投票日）に投票所に行って投票することが原則ですが、不在者投票は、投票日に自ら投票所へ行って投票することができない選挙人のために、投票日の前に投票することができるように設けられた一般投票の例外的な制度です。

このため、不在者投票を行うためには次のような法律で定められた一定の事由に該当する必要がある、その手続きも厳格かつ正確に行うことが要求されています。

1. 不在者投票をすることができる場合（不在者投票事由：法49①）

選挙人で選挙の当日、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる場合。

(1) **1号事由** 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

（総務省令で定める用務）葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。

(2) **2号事由** 用務（1号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

(3) **3号事由** 選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所、婦人補導院に収容されていること。

(4) **4号事由** 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

※ 熊本県内には、これに該当する地域はありません。

(5) **5号事由** その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

(6) **6号事由** 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。
(疫病含む。)

2. 不在者投票の方法

前述1の不在者投票のいずれかの事由に該当する選挙人が不在者投票をする方法には、次のようなものがあります。

(1) 選挙人名簿登録地以外の市区町村選挙管理委員会における不在者投票

…… 長期出張中の場合、市区町村外への転居後間もない場合など

(2) 選挙人名簿登録地の市区町村選挙管理委員会における不在者投票

…… 投票の日においては18歳未満であるが選挙当日までに満18歳に達する者など

(3) 国立保養所、労災リハビリテーション作業所、都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設における不在者投票

(4) 刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所、婦人補導院における不在者投票

(5) 船舶内又は総務省令で定める市町村(指定)の選挙管理委員会における不在者投票

…… 船員のみ

第二 施設における不在者投票

1. 不在者投票のできる施設の種類の種類

各施設からの申請に基づき都道府県選挙管理委員会が指定した施設（指定施設）及び法令で定められた施設（刑事施設等）において、不在者投票を行うことができます。

【指定施設】

- ① 病院（介護老人保健施設及び介護医療院を含む）
- ② 老人ホーム（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム）
- ③ 身体障害者支援施設
- ④ 保護施設

【法令で定められた施設】

- ⑤ 国立保養所
- ⑥ 労災リハビリテーション作業所
- ⑦ 刑事施設、労役場、監置場又は警察留置場
- ⑧ 少年院、少年鑑別所
- ⑨ 婦人補導院

2. 都道府県選挙管理委員会が指定する施設

不在者投票のできる施設の指定を受けるためには、県選挙管理委員会に申請する必要があります。申請受付後、県及び市区町村選挙管理委員会職員による施設調査を行ったうえで、県選挙管理委員会における審議を経て指定を行います。

(1) 指定施設

指定施設とは、次のうち都道府県選挙管理委員会が指定した施設をいいます。

- ① 指定病院：医療法にいう病院のほか、介護保険法にいう介護老人保健施設及び介護医療院も含む。
- ② 指定老人ホーム：老人福祉法第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び同法第29条に規定する有料老人ホーム
- ③ 指定身体障害者支援施設：障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第28項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。
- ④ 指定保護施設：生活保護法第38条第1項に規定する救護施設、更生施設

【指定における留意事項】

例えば、特別養護老人ホームと地域密着型特別養護老人ホームを併設している場合など、同施設内に複数の形態の施設がある場合には、それぞれ指定を受ける必要があります。

(2) 指定施設への指定

【指定までの流れ】 ※ 申請から指定までに通常2～3カ月を要します。

- ① 施設による申請
不在者投票施設指定申請書（第37号様式・P50～P53）により申請書を作成
- ② 県及び市区町村選挙管理委員会職員による施設調査
投票実施方法の説明、投票記載所の確認等
- ③ 県選挙管理委員会で審議、指定

なお、指定後に「施設の名称」、「所在地」に変更があった場合は、**指定施設の変更届出**（第40号様式・P55）を、諸事情により指定を取り消したい場合には、**指定辞退届出**（第39号様式・P54）を県選挙管理委員会に提出してください。

3. 施設で不在者投票ができる者

不在者投票のできる者は、次の全ての条件を満たしていなければなりません。

(1) 選挙人であること〔法49〕

不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有し、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

(2) 指定施設等に入院（入所）中又は収容中であること〔令55②、④ⅡⅢ〕

不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有し、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

(3) 指定施設等に入院（入所）している者で、次のいずれかに該当する者〔法49①〕

- ① 病気、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のために若しくは産褥のため歩行が困難であること。
(歩行が可能で投票所で投票ができる者は不在者投票の対象とはなりません。)
〔法48の2①Ⅲ〕
- ② 歩行が可能である者については、自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域外にある指定施設等に入院（入所）中であること。〔法48の2①Ⅱ〕
- ③ 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

【留意事項】

指定施設に入院（入所）中の選挙人の付添人や指定施設の職員は投票できません。

第三 施設における不在者投票に従事する者

1. 不在者投票管理者

(1) 不在者投票管理者となる者

① 不在者投票管理者

指定病院、指定老人ホーム等において選挙人が不在者投票を行う場合は、その病院長、老人ホームの長、施設の長が「不在者投票管理者」となります。

② 病院長、老人ホームの長、施設の長に事故がある場合など

病院長、老人ホームの長、施設の長が候補者となった場合、外国人（日本国籍を有しない人）である場合又は病院長等に事故があり又は欠けた場合は、その職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

(2) 不在者投票管理者の事務

① 不在者投票管理者の職務

ア 不在者投票に関する手続きの全てについて最終的な決定をすること

イ 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し不在者投票事務全般を管理執行すること

② 不在者投票管理者の主な担当事務

不在者投票管理者が行うべき事務には概ね次のようなものがあります。

ア 選挙人に代わって市区町村の選挙管理委員会委員長に投票用紙及び不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）の交付を請求すること〔令50④〕（P7～P8 参照）

イ 交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）を選挙人に渡すこと〔令53④〕（P9 参照）

ウ 投票用紙・不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）及び不在者投票証明書を点検すること〔令58①・②〕（P13 参照）

エ 不在者投票記載場所の設備を設けること〔令58④、32〕（P11～P12 参照）

オ 立会人を選び、不在者投票に立ち合わせる事〔令58③、56③〕（P12 参照）

カ 代理投票の申請を受けた場合、その許否を決定すること〔令58④、56④・⑤〕（P14 参照）

キ 投票の終わった不在者投票を市区町村の選挙管理委員会の委員長に送致すること〔令60①〕（P15 参照）

※ 不在者投票用紙等の請求・交付の流れについては、P10 参照。

【事務上の留意事項】

不在者投票管理者は、不在者投票のてん末を不在者投票処理簿（様式 11・P32 参照）に記載し、保管しておくとともにその写しを市区町村の選挙管理委員会（熊本市の場合は、区の選挙管理委員会）に送付してください。

2. 不在者投票立会人

不在者投票立会人は、投票に立ち会い、投票が公正に行われるように監視する役割を果たします。不在者投票管理者は、選挙権を有する者の中から立会人を最低1人選任しておかなければなりません。なお、立会人は1人でも差し支えありませんが、不在者投票管理者や代理投票補助者を兼ねることはできず、投票用紙等の交付事務を行うこともできません。

また、立会人は投票の完了した不在者投票用外封筒の裏面に署名（自書）します。この署名のない投票は、選挙当日不受理となりますので注意してください。

【立会人の心がまえ】

立会人は、不在者投票管理者の下において、投票事務の公正を確保するため公益代表として不在者投票事務全般に立ち会う重要な職責を有していますので、特に次の事項に注意してください。

- ① 投票事務が公正、適確かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思にしたがって投票することができるよう、不在者投票管理者に意見を申し出るなど不在者投票管理者に協力すること。
- ② 用便その他真にやむを得ない理由がある場合のほかは投票記載場所を出ないこと。やむを得ず投票記載場所の外に出るときは、不在者投票管理者に連絡し、最低1人が在室するようにすること。
- ③ ひとたび承諾して立会人となった以上は、その公益代表としての職責上、正当な理由がなくその職務を怠ったときは罰則の適用があること。〔法255〕

3. 代理投票補助者

心身の故障その他の事由により自分で候補者の氏名を書くことができない選挙人には代理投票をさせることができます。この場合、不在者投票管理者は立会人の意見を聞いて、事務従事者（後述）から補助者2人を選任することになります。

投票記載所において、その補助者1人（立会補助者）の立ち会いのもとに、別の補助者（記載補助者）が選挙人の指示する候補者の氏名を記載し、不在者投票管理者に提出します。

4. 事務従事者

不在者投票管理者の指示のもとで、投票用紙を市区町村の選挙管理委員会から取り寄せたり、選挙人に渡したり、投票済み封筒を市区町村選挙管理委員会へ送付したりします。

＜ 不在者投票の管理に当たっての留意事項 ＞

選挙人の権利行使の機会を提供するために設けられている各施設の不在者投票。ところが、第三者が立ち会うことのない施設での不在者投票は、一般の選挙人からいわれのない疑惑の念を抱かれることも少なくはありません。

そのため、事務遂行に当たっては次の点を念頭に、適正な処理をお願いします。

- ① 不在者投票の管理に当たっては、**自由・公正・平等をモットーとし、投票の秘密保持**を期し、また、**選挙人に威圧**を加えることのないようにしてください。
- ② 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、**業務上の地位を利用して選挙運動**をすることができませんので、特に注意してください。〔法135〕
- ③ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人、代理投票の補助者その他不在者投票事務に従事する人は、**法規を遵守し、公正、的確に事務を処理**してください。また、**選挙人の疑惑を招くような言動がないように常に細心の注意を払ってください。**
- ④ 不在者投票をする場合は、あらかじめ、事務処理方法、事務の分担等の計画を立て、立会人や事務の補助を行う人を選任し、関係者の打ち合わせを行うなど、不在者投票が円滑に実施できるように配慮してください。

【不在者投票に関する罰則について】

不在者投票管理者、不在者投票の立会人、代理投票の補助者については、法第255条の規定により、**職権濫用による選挙の自由妨害罪(法226)、投票の秘密侵害罪(法227)、投票偽造罪(法237)、立会人の職務懈怠罪(法238)等の罰則の適用があります。**

全国的に、**不在者投票管理者等が、入所者の意思を確認せずに投票用紙を請求したり、勝手に投票するなどして逮捕される事例が発生していますので、法令順守の徹底をお願いします。**

(参考) 郵便による不在者投票制度について

昭和49年6月の法律改正により、郵便による不在者投票制度が創立され、昭和50年3月1日から施行されています。

これは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている人、また、介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている人のうち、あらかじめ市区町村選挙管理委員会から、郵便投票証明書の交付を受けた選挙人本人が自ら投票用紙及び郵便による不在者投票用封筒の交付を請求し、現在する場所で投票を記載した後、市区町村の選挙管理委員会の委員長に郵送する制度です。

この制度により行う不在者投票は、たとえ入院(所)中の指定病院等で投票を行うこととなっても、指定病院等の長が不在者投票管理者となって行う不在者投票ではありません。

また、郵便による不在者投票をすることができる人が、この制度に基づかず、入院(所)中の指定病院等で一般の不在者投票を行う場合は、病院長等が不在者投票管理者となりますので、この手引きに従った処理をすることとなります。

第四 不在者投票の管理事務

1. 不在者投票用紙等の交付請求

- ・ 請求用紙及び不在者投票用封筒を請求する方法には、選挙人が自ら請求する方法（以下「本人請求」という。）と病院長・老人ホームの長・施設の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法（以下「代理請求」という。）の二つがあります。
- ・ いずれの場合においても、投票用紙等の交付請求は、選挙期日の前日までに各選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村選挙管理委員会（熊本市の場合は、区の選挙管理委員会）の委員長に対して、直接又は郵便等をもって行うこととなります（電子メール、ファクシミリは不可）。
- ・ 請求は選挙期日の公示又は告示の前でもできます。なお交付の時期は直接の場合は、公示又は告示の日の翌日、郵便の場合は各市区町村で定めた日（一般的に2日前）となります。

本人請求の場合

病院に入院中の患者、老人ホームに入所中の者又は施設に入所中の者が、病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）に依頼しないで、自ら自己の登録されている選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して次の文書を添えて、直接に、又は郵便で請求します。〔令50①〕

- ① 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書（様式1参照）。
- ② 不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書〔令52〕（様式1参照）。

なお、選挙人が直接請求する場合には、併せて当該病院、老人ホーム又は施設で投票する旨〔令50①〕を、また盲人である選挙人が点字で投票しようとする場合には、点字で投票したい旨〔令50③〕を申し立てなければなりません。

※ 船員の場合、知事・県議会議員選挙については、このほか次ページを御参照ください。

代理請求の場合

病院長、老人ホームの長又は施設の長（又はこれらの代理人）は、病院に入院中の患者、老人ホームに入所中の者又は施設に入所中の者から投票用紙及び不在者投票用封筒を請求してほしい旨の依頼があり、その者について不在者投票をする正当な事由があると認めた場合は、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して次の文書を添えて、直接に、又は郵便で請求します。（様式）

- ① 依頼書（様式2参照）……… 病院、老人ホーム、施設等で保管して（処理簿にとじあわせて）おいてください。
- ② 請求書（様式3参照）

なお、この請求をする際には、併せて当該病院、老人ホーム又は施設で投票する旨を、また、選挙人が点字で投票しようとする場合は、その旨を申し立てなければなりません。〔令50④〕

【投票用紙等を請求する際の注意点】

選挙人からの依頼によって請求する場合は、必ず選挙人から依頼書（様式2）をとっておいてください。

選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

【請求時の事務的な留意事項】

- 船員（船員手帳を有し、市区町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者をいいます。）の場合は、次の例外があります。

入院又は入院中の選挙人が船員である場合は、前記の **本人請求** 又は **代理請求** いずれの場合も、選挙人名簿登録証明書を併せて提示しなければなりません。

なお、船員は、総務省令で指定された市町村（本県では八代市、水俣市、宇城市、天草市）の選挙管理委員会の委員長に対しても請求ができますが、この場合には、さらに船員手帳が必要です。

（この方法によって総務省令で指定された市町村の選挙管理委員会の委員長に請求する場合は、選挙期日の公示又は告示のあった日からしか請求できません。）

- 県知事選挙又は県議会議員選挙においては県内市町村間の住所移転者で前住所地で投票できる選挙人が投票用紙等を請求する場合は、引き続き県内に住所を有することを証するに足りる文書（様式4に準ずる文書）を提示し、又は引き続き県内に住所を有することの確認を受けたい旨を請求書（代理請求の場合は、依頼書）に記載し、確認を受けなければなりません。

※ 請求書の様式中に記載箇所がありますので、必要な場合は当該箇所に必要事項を記載し、当該市区町村選挙管理委員会へ送付してください。

[法44③、令34の2、令34の3、令50⑤]

- 上記の前住所地で投票できる選挙人には、選挙期日から逆算して概ね4か月以内に県内市町村間で住所を移転された方が該当する可能性がありますので御留意いただくとともに、詳細は前住所地又は現在地の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

2. 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付

本人若しくは、本人の依頼に基づく病院長、老人ホームの長、施設の長（又はこれらの代理人）からの請求があると、市区町村の選挙管理委員会の委員長から、次の諸用紙が直接交付されるか又は郵送されてきます。

選挙管理委員会から交付されるもの

本人請求の場合 → 選挙人本人に交付される。

- ① 投票用紙
- ② 不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）（様式 5・6）
- ③ 不在者投票証明書（様式 7）（不在者投票証明書用封筒（様式 8）に入っている）

代理請求の場合（病院長、老人ホームの長、施設の長が本人に代わって請求したものである場合） → これらの長（又はその代理人）に交付される。

- ① 投票用紙
- ② 不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）（様式 5・6）

※投票用紙、不在者投票用封筒を受け取ったら直ちに選挙人に渡さなければなりません。

〔令 53④〕

入院又は入所中の選挙人が船員である場合は、上記のほかに「選挙人名簿登録証明書」が返付されます。なお、船員手帳を提示した選挙人（総務省令で指定された市町村の選挙管理委員会の委員長に請求した選挙人）に対しては、船員手帳も返付されます。

3. 不在者投票のできる期間及び時間

不在者投票は、選挙期日の公示又は告示の日の翌日から選挙期日（投票日）の前日まで、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に行います。

上記期間中に選挙人から投票したい旨の申出があった場合、施設が定めた投票日と異なっても、これを拒否することはできません。

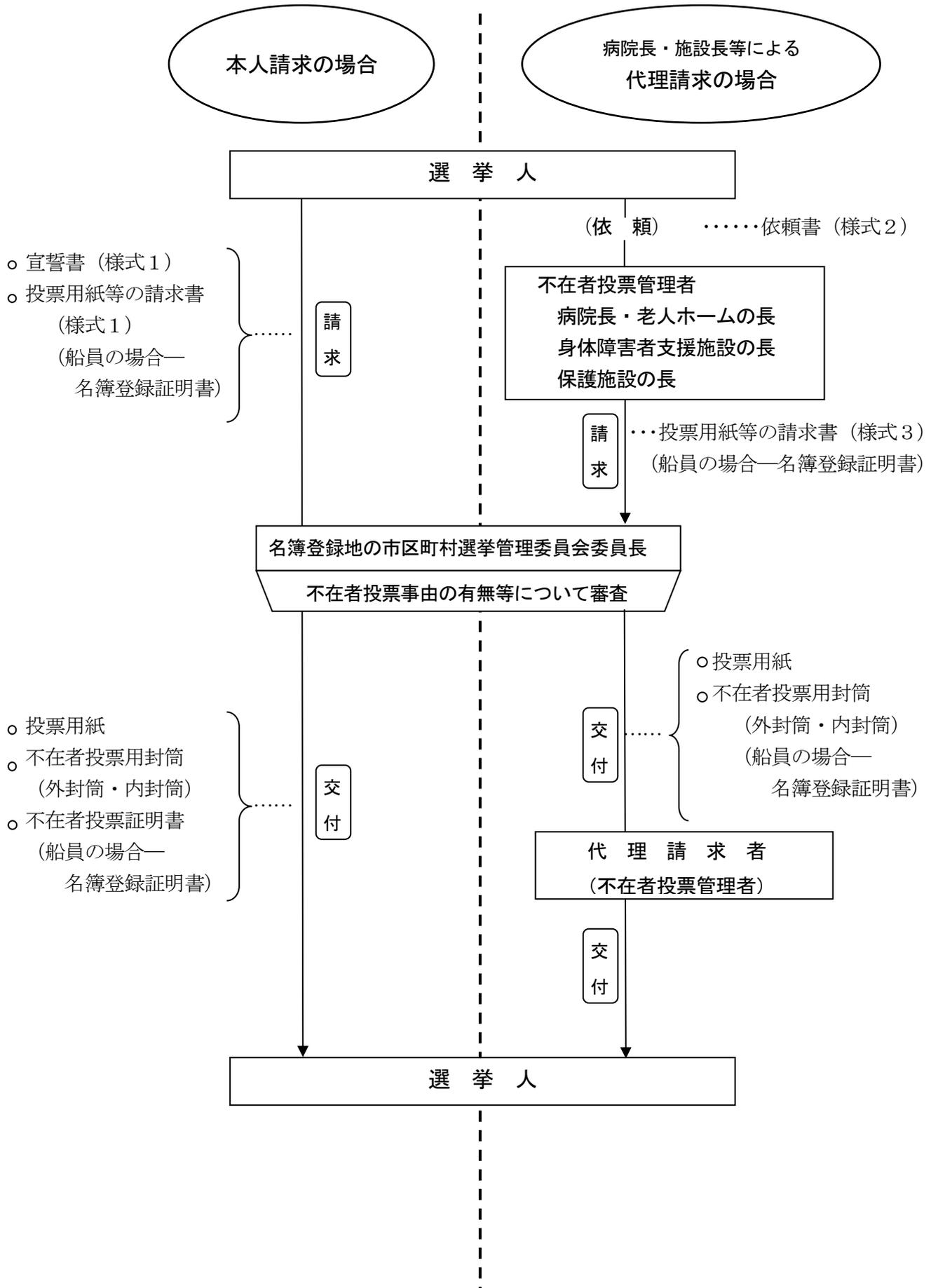
なお、選挙期日の公示又は告示の日は、次のように選挙の種類によって異なります。

特に、町村長及び町村議会議員選挙は、当該期間が 4 日間と不在者投票ができる期間短いので、余裕を持って事務手続きを進めてください。

衆議院議員選挙	選挙の期日の <u>少なくとも</u> 12 日前に公示(告示)
参議院議員選挙	選挙の期日の <u>少なくとも</u> 17 日前に公示(告示)
知事選挙	選挙の期日の <u>少なくとも</u> 17 日前に告示
指定都市の長の選挙	選挙の期日の <u>少なくとも</u> 14 日前に告示
県・指定都市の議会議員選挙	選挙の期日の <u>少なくとも</u> 9 日前に告示
その他の市長及び市議会議員選挙	選挙の期日の <u>少なくとも</u> 7 日前に告示
町村長及び町村議会議員選挙	選挙の期日の <u>少なくとも</u> 5 日前に告示

※ 前述のとおり、不在者投票用紙等の請求は、選挙期日の公示又は告示の前に行うことができ、また不在者投票用紙等の交付も郵便による交付の場合、選挙期日の公示又は告示前に行われますが、不在者投票は必ず、選挙期日の公示又は告示の日の翌日以降に行われるようご注意ください。（そうでないと、不在者投票が無効となります）

< 不在者投票用紙等の請求から交付まで（投票前まで）の流れ >



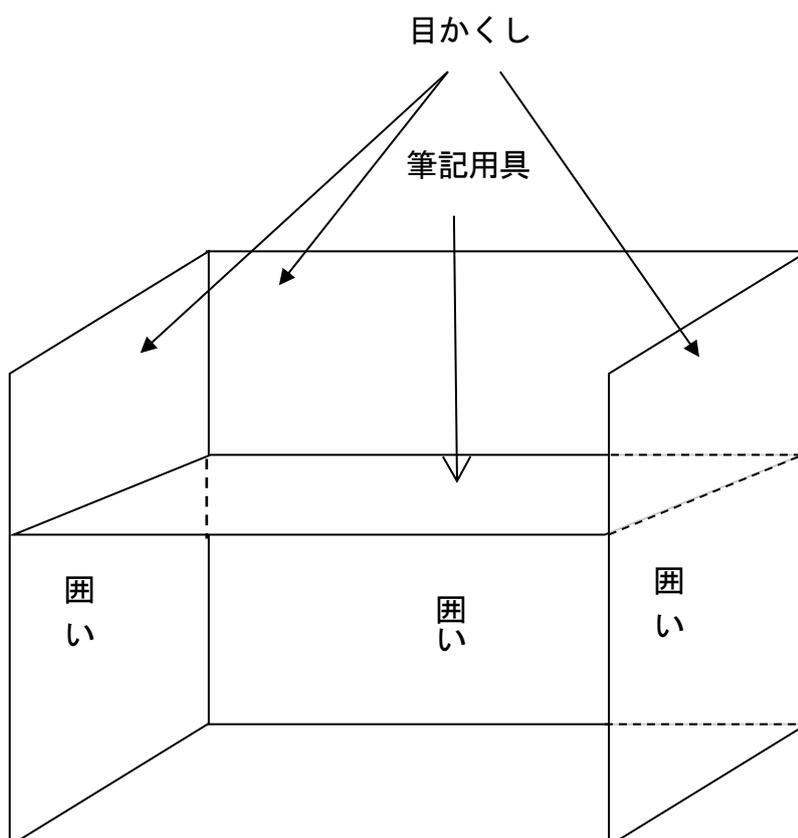
4. 投票記載所の準備

(1) 投票記載所の条件

- 不在者投票管理者は、投票記載所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように、投票の秘密を保持し、また投票用紙の交付その他の不正が行われることを防止する為に相当の設備を設けなければなりません。

[令58④で準用する令32] (下図参照)

(設置例)



- 投票を記載する場所には、選挙運動用ポスター等の候補者の氏名や政党の名称等が記載された紙片等を掲示することはできません。
- 候補者の氏名等は一切掲示しないこと

【投票記載所における候補者氏名の掲示の禁止】

一般の投票所や選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載所（市・区役所、町村役場等）においては、公職選挙法第175条の規定により、候補者等の氏名等を掲示していますが、不在者投票指定施設における不在者投票にはそのような制度は認められていませんので、投票記載場所に立候補者の氏名一覧や、選挙公報等を掲げることはできません。

なお、選挙人から候補者等について知りたい旨の要請があった場合は、投票記載所以外の場所で、選挙公報や新聞等（候補者等を平等に取り扱ったもの）を見てもらうといった対応が考えられます。

(2) ベッドの上での投票について

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が著しく困難である選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある限りベッドの上ですることが出来ます。この場合には、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

なお、この場合には、ベッドのある室内に選挙運動用ポスター等の候補者の氏名等が記載された文書図面を掲示することはできませんので、掲示してある場合は撤去させた後、投票させてください。(前ページ参照)

5. 不在者投票立会人と代理投票補助者の選任

- 不在者投票管理者は、選挙権を有する者を最低1人選任し、不在者投票に立ち会わせなければなりません。〔令58③において準用する令56③〕

この立会いがなく行われた不在者投票は無効となります。

- 立会人の職務は、投票用紙、不在者投票用封筒等の点検から選挙人の投票用紙の記載、封筒へののりづけ及び送致のための不在者投票管理者の受取りに至る全手続きについて立ち会うことです。
- 不在者投票管理者は、代理投票を行う場合には、代理投票補助者2人を選任する必要があります。

※ 不在者投票管理者、立会人、代理投票補助者は、職務を兼ねることはできません。

また、立会人は事務従事者と兼務できません。したがって、不在者投票をする場合は、不在者投票管理者と立会人の2人（不在者投票管理者が事務従事者を兼ねる場合、

なお、代理人投票を行う場合は、別に補助者2人）が最低必要となりますが、別途、事務従事者を置くことが望ましいです。そして、管理者に事故等があった場合に備えて、職務代理者を1人選任しておいてください。

【不在者投票立会人の外部選任】

平成25年5月の法改正により、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が予め選定した者を立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施に努めなければならない旨の努力義務が設けられています。〔法49⑨〕

不在者投票をよりいっそう公正に実施するため、不在者投票立会人にはできるだけ施設職員以外の第三者(外部立会人)を選任するようお願いします。

【詳細は、P17「10. 不在者投票における公正確保等について」を参照ください。】

6. 市区町村選挙管理委員会からの投票用紙等の受領

投票用紙等の請求を受けた市区町村選挙管理委員会は、直ちに選挙人名簿と対照し、その請求が適当であると認めたときは、投票用紙等を不在者投票管理者（又は代理人）に交付し、又は郵便をもって発送します（事前に請求があった場合は、選挙期日の公示（告示）日の翌日以降、直ちに発送等する扱いになります）。受領した際には、必ず以下の事項を確認してください。

- 投票用紙及び不在者投票用封筒の数が請求した選挙人の数と一致するか。
- 点字によって投票する旨の申し立てをした選挙人に対して交付された投票用紙に、点字が付されているか。

7. 選挙人への投票用紙等の交付

投票用紙は、投票記載所で交付するように配慮することが管理上必要です。その際は、以下の事項に留意してください。

(1) 選挙人の確認

投票しようとする者が、投票用紙等を交付された選挙人であるか否かを確認してください（家族又は付添人の方が代わって投票することはできません）。選挙人自ら投票用紙等を持参した者については、不在者投票証明書によって確認してください。

(2) 投票用紙等の点検

次の事項を点検してください。

- ① 所定の投票用紙であるか
- ② 破損又は汚損していないか
- ③ 候補者の氏名等が事前に記載されていないか

※ 投票用紙に候補者の氏名等が既に記載してある場合は、不在者投票管理者は、当該選挙人に交付された投票用紙等を名簿登録地の市区町村選挙管理委員会の委員長に返還し、その投票用紙等と引き替えに再交付の請求をさせたい場合、正規の方法で不在者投票を行わせてください。

(3) 不在者投票証明書の点検

（本人が市区町村の選挙管理委員会委員長に直接請求した場合のみ）

- ・ 選挙人が自ら投票用紙等を請求したときは、不在者投票証明書を封筒のまま提示させ、その封筒が開封されていないかどうかを点検し、その内容を点検しますが、この不在者投票証明書在中の封筒が開封（披）されているときには、それが誤って開封されているものかどうかに関係なく、投票させることはできません。〔令58②〕
- ・ この不在者投票証明書に記載してある「投票をしようとする病院、老人ホーム、その他の施設の名称」と既に不在者投票をしようとしている病院、老人ホーム、施設とが一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときは投票させてかまいません。

8. 不在者投票の方法

(1) 自書による投票

投票は次の①から⑧の順序で行われます。

- ① 選挙人は、投票用紙に候補者1人の氏名等(*1)を自書します。
*1: 衆議院比例代表選出議員の選挙の場合は、政党その他の政治団体1つの名称又は略称。
参議院比例代表選出議員の選挙の場合は、候補者1名の氏名又は政党その他の政治団体1つの名称又は略称。
- ② 選挙人は、①の投票用紙を不在者投票用内封筒（以下「内封筒」）に入れて封をします。
- ③ 選挙人は、②の内封筒を不在者投票用外封筒（以下「外封筒」）に入れて封をします。
- ④ 選挙人は、③の外封筒の所定の欄に署名（選挙人名）します（点字投票をする場合には、内封筒を外封筒に入れる前に外封筒に点字で署名した後封筒を入れます）。

- ⑤ 選挙人は、④の外封筒ののりづけが終わったら、不在者投票管理者に提出します（投票記載所以外の場所で選挙人に代わって封筒ののりづけ等しないようにしてください）。
- ⑥ 不在者投票管理者は、外封筒の投票者欄に選挙人の氏名（代理投票の仮投票の場合（後述）には記載補助者の氏名も）が記載されているかを確認し、外封筒に、投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者の職・氏名を記載してください（この場合、必ずしも自書は必要なく、ゴム印等を使用しても構いません）。（様式5参照）
- ⑦ 投票立会人は、⑥の外封筒の所定の欄に署名します（この場合、ゴム印等は使えず、必ず自書しなければなりません）。
- ⑧ 不在者投票管理者は、投票済封筒を投票立会人から受け取ったら、投票箱に入れてください（必ずしも投票所で使われている投票箱を使用する必要はありません）。

（2）代理人投票を希望する者がいる場合

- ・ 心身の障害その他の事由のため候補者の氏名等(*1)を自書できない選挙人がいるときは、不在者投票管理者に申請させて代理投票させることができます。〔法48〕
この申請は、口頭でも差し支えありません。
代理投票の手続は次の順序で行われます。
 - ① 立会人の意見を聞いて補助者2人（記載補助者、立会補助者）を選任します。
 - ② 投票記載所で、選挙人の指示する候補者1人の氏名等を記載補助者が記載します。
 - ③ 立会補助者は、選挙人が指示したとおりに記載されているかを確認します。
 - ④ 記載補助者は、投票用紙を内封筒に入れ封をします。さらにこれを外封筒に入れ封をし、外封筒の所定の欄に選挙人の氏名を記載して不在者投票管理者に提出します。
 - ⑤ 以下（1）⑥～⑧と同じです。
- ・ 不在者投票の代理投票の場合は、不在者投票管理者、立会人（不在者投票事務全体に立会う者）、代理投票の記載補助者（選挙人にかわって記載を行う者）、代理投票の立会補助者（代理投票に立会う者）の4人が最低必要になりますが、別途、事務従事者を置くことが望ましいです。そして、管理者に事故等があった場合に備えて、職務代理者を1人选任しておいてください。
- ・ 選挙人に代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聞いたうえで拒否することになります。〔令58④で準用する令56⑤で準用する令41①〕

【代理投票における補助者の要件】

平成25年5月の法改正により、代理投票において選挙人の投票を補助すべき者は、不在者投票記載場所において投票に係る事務に従事する者から2人を定めるとされましたので次の点に留意してください。〔法48②〕

- ① 投票管理者に、代理投票をする選挙人に付き添うことを認められた家族であっても、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続きには関与することはできないものであること。
- ② 代理投票の補助者が選挙人本人の意思確認をするに当たっては、個々の選挙人の状況にきめ細かく適切に対応し、その意思確認に十分努力すべきものであること。

(3) 代理投票の仮投票をさせる場合

- ・ (2) で、代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聞いて拒否することができますが、代理投票を拒否された選挙人に異議があるとき、又は代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることとなります。〔令58④で準用する令56⑤で準用する令41②・③〕
- ・ 代理投票の仮投票をさせる具体的な手続は、代理投票の補助者2人のうち、記載補助者（投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者）に、その者の氏名を不在者投票用封筒（外封筒）の表面左下段に「代理記載人〇〇〇〇」と記載させて提出させることとなります。（令58④で準用する令56⑤）

9. 投票終了後の不在者投票用外封筒の送致

投票が終了した不在者投票用外封筒の送致は、次の事項に留意してください。

- ① 不在者投票の手続きが終わった不在者投票用外封筒（選挙人自らが投票用紙等を請求した場合は、「不在者投票証明書」も同封）を適当な封筒に入れて封をし、その表面に「**選挙**」及び「**不在者投票在中**」の旨を明記（朱書）し、その裏面に記名し、直ちにこれを選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会の委員長に直接又は郵送で送致してください。（様式9参照）
- ② 不在者投票送致文（様式10）に不在者投票処理簿（様式11）を添付し、①の封筒とともに送付してください。

【選挙管理委員会へ送致する前の最終確認事項】

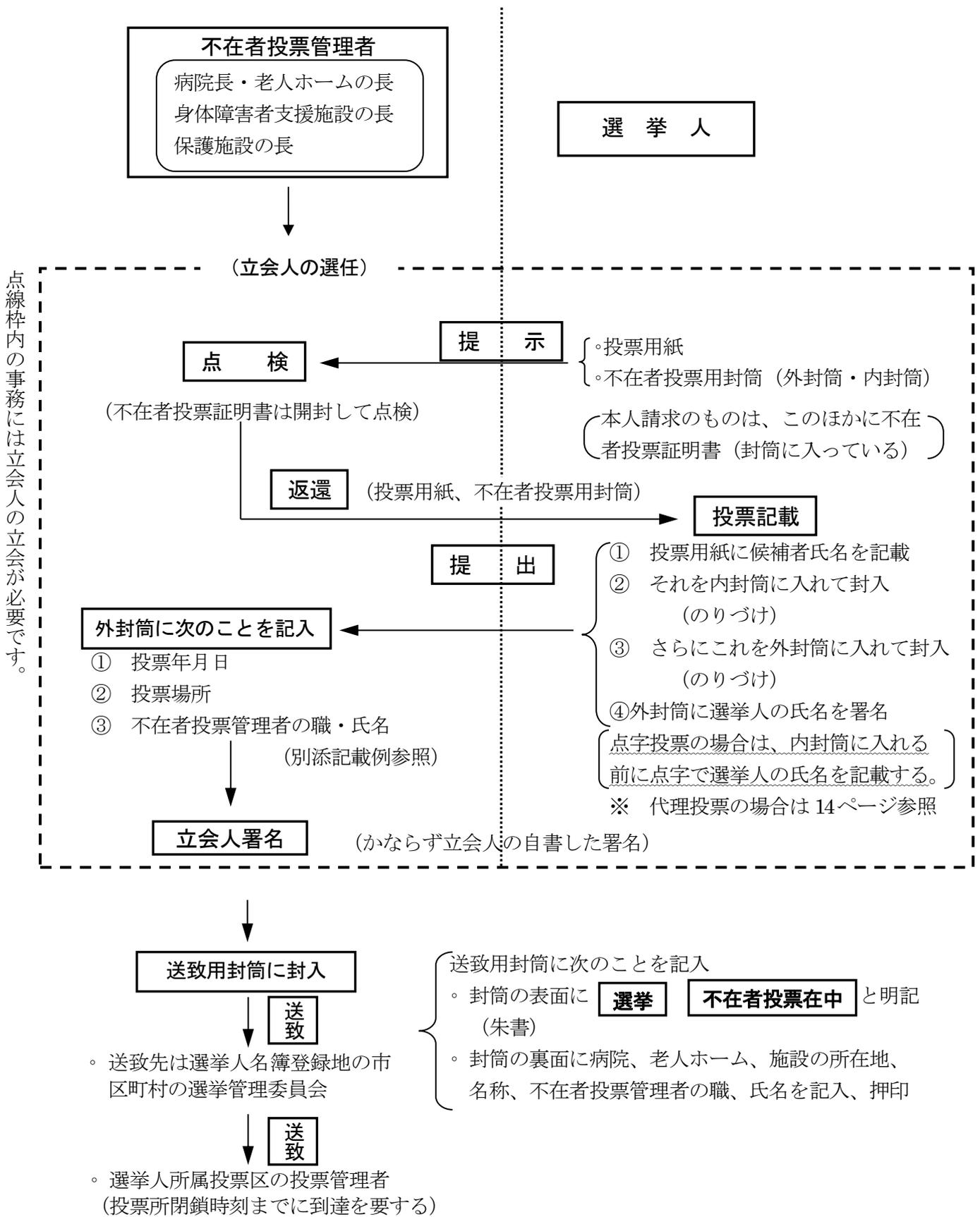
- ① 不在者投票用封筒（外封筒）に投票年月日、投票の場所の記載や不在者投票管理者の記名、立会人の署名を忘れてしまうと、その投票は受理されないことがありますので注意してください。（令60①）

不在者投票を市区町村選挙管理委員会に送致（直接持参するか、郵送するか、いずれかの方法でもよい）する場合は、もう一度このことを確認してください。

- ② 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を受け、不在者投票をしなかった選挙人がいる場合は、その使用しなかった投票用紙等は、交付を受けた市区町村の選挙管理委員会の委員長に返還してください。

なお、不在者投票は、不在者投票管理者から選挙人の属する市区町村の選挙管理委員会の委員長を経て、所属投票区の投票管理者に送致されますが、投票所を閉じる時刻（閉鎖時刻の繰上げをしていない投票所は午後8時）までに投票所へ到達しないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして取り扱われますので、時間的な余裕に配慮のうえ、送付してください。

<不在者投票（投票用紙等が届いてから選挙管理委員会へ送致するまで）の流れ>



10. 不在者投票における公正確保等について

(1) 不在者投票における公正確保の努力義務〔法49⑨〕

不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会があらかじめ選定した者を立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない旨の努力義務が設けられています。

不在者投票のよりいっそう公正な実施の確保のため、外部立会人の選任等について、検討をお願いします。なお、各取組みの方法については、市区町村の選挙管理委員会によって取扱いが異なりますので、各施設の所在する市区町村の選挙管理委員会に相談してください。

- ① 市区町村の選挙管理委員会が選定又は任命した者を外部立会人として不在者投票に立ち会わせる。
- ② 市区町村の選挙管理委員会の職員を外部立会人として不在者投票に立ち会わせる。
- ③ 不在者投票が行われている時間中に、市区町村の選挙管理委員会の職員の派遣を求め、不在者投票が公正かつ適正に実施されているか確認してもらう。

(2) 外部立会人の選任方法

上記(1)①で、市区町村の選挙管理委員会が選定又は任命した外部立会人を選任する場合、基本的に次の2通りがありますが、市区町村の選挙管理委員会によって選任方法が異なりますので、各施設の所在地の市区町村の選挙管理委員会に外部立会人の選定を申し出る際に、確認してください。

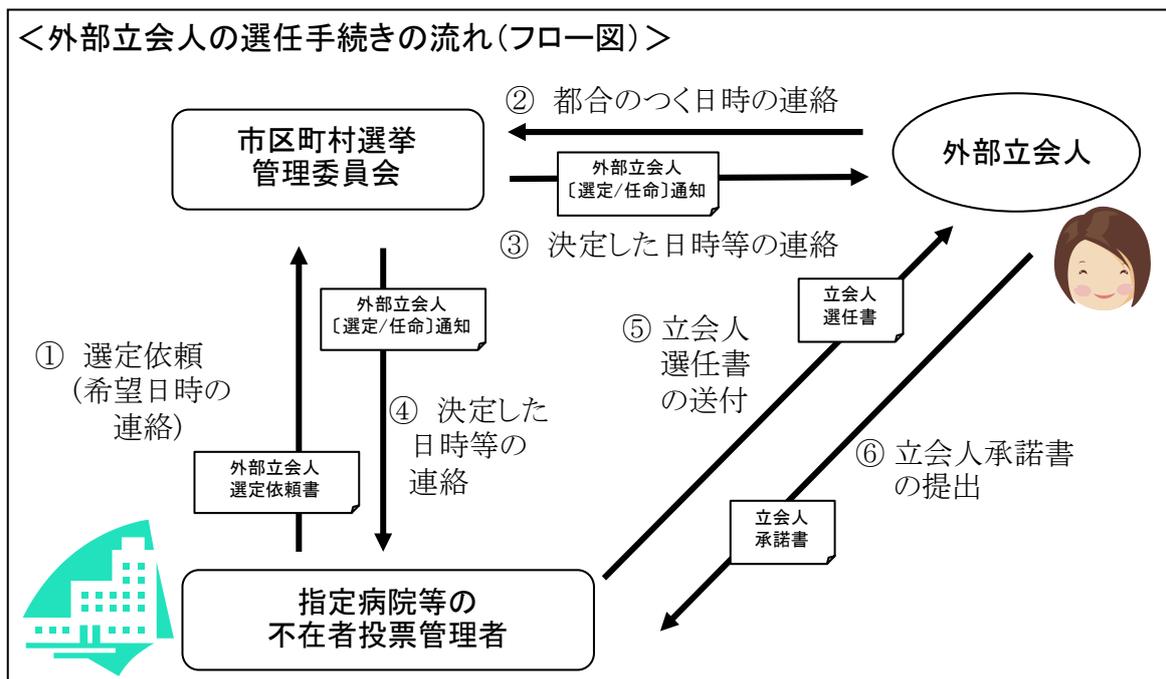
- ① 市区町村の選挙管理委員会が選定(人選)した者を、不在者投票管理者が外部立会人として選任する方法。
- ② 市区町村の選挙管理委員会が市町村の特別職の公務員として外部立会人を任命し、その者を不在者投票管理者がその外部立会人として選任する方法。

(3) 外部立会人の選任手続きの流れ

上記(2)の市区町村の選挙管理委員会が選定又は任命した者を外部立会人として選任する場合は、以下の手順によります。

- ① 不在者投票管理者は、不在者投票の実施を希望する日時を記載した外部立会人選定依頼書を、各施設の所在する市区町村の選挙管理委員会に提出してください。
【様式15】【不在者投票管理者 ⇒ 市区町村選管】
- ② 市区町村の選挙管理委員会は、外部立会人候補者名簿に記載されている外部立会人候補者と施設双方の日時等を調整します。
【市区町村選管 ⇔ 外部立会人】
- ③ 市区町村の選挙管理委員会は、外部立会人候補者を選定又は任命し、決定した日時等を記載した外部立会人〔選定/任命〕通知書を外部立会人に送付します。
【様式16】【市区町村選管 ⇒ 外部立会人】
- ④ 市区町村の選挙管理委員会は、決定した日時、外部立会人候補者名、連絡先等を記載した外部立会人〔選定/任命〕通知書を不在者投票管理者に送付します。
【様式17】【市区町村選管 ⇒ 不在者投票管理者】
- ⑤ 不在者投票管理者は、集合時間や集合場所を記載した立会人選任書を、市区町村の選挙管理委員会が選定又は任命した外部立会人本人に対し送付してください。
【様式18】【不在者投票管理者 ⇒ 外部立会人】

- ⑥ 外部立会人は立会人承諾書を不在者投票管理者に提出します。
 (様式19)【外部立会人 ⇒ 不在者投票管理者】



(4) 外部立会人に対する謝金等の支払い

市区町村の選挙管理委員会が選定（又は任命）した外部立会人には、謝金等を支払う場合がありますが、支払い方法は上記（2）の①と②で異なりますので御注意ください。

＜上記（2）①の方法による場合＞

不在者投票管理者が、外部立会人に対して、実際に従事した時間に応じて謝金及び旅費を支払うことになります。

外部立会人への謝金等の支払の際には、領収書（様式20）を徴する必要があります。

なお、外部立会人に係る謝金等については、その選挙を管理する選挙管理委員会が負担することになります（その選挙を管理する選挙管理委員会によって取扱いが異なる場合があります。）。（詳細は、次ページ「11. 経費の請求」を参照ください）

また、市区町村の選挙管理委員会が選定した者以外を外部立会人に選任した場合は、選挙管理委員会による費用の負担はありませんので御注意ください。

＜上記（2）②の方法による場合＞

市区町村の選挙管理委員会が外部立会人に直接報酬等を支払いますので、不在者投票管理者から謝金等をお支払いいただく必要はありません。

ただし、この場合、市区町村の選挙管理委員会に対して外部立会人実績報告書（様式21）を提出してください。

1.1. 経費の請求

(1) 不在者投票の事務に要する経費

不在者投票管理者は、公職選挙法第263条、同法第264条により、選挙人から代理請求の申し出があり、投票用紙等を請求し、交付を受け、選挙人投票終了後、記入の上、送付した場合においては、費用は公費で負担します。

そのため、不在者投票の終了後1か月以内を目処に経費の請求をしてください。

① 経費の請求先

選挙の種類	請求先	請求書の送付先
衆議院議員総選挙 (最高裁判所裁判官国民審査を含む。) 参議院議員通常選挙 熊本県知事選挙 熊本県議会議員選挙	熊本県知事	熊本県選挙管理委員会
他都道府県の国会議員の補欠選挙 他都道府県の知事・議会議員選挙	当該都道府県知事	当該都道府県選挙管理委員会
市町村長選挙 市町村議会議員選挙	当該市町村長	当該市町村選挙管理委員会

※ 衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙については、他都道府県の選挙人による不在者投票であっても、熊本県から経費をお支払いしますので、熊本県知事（熊本県選挙管理委員会）あてに請求してください。

② 経費の請求に要する書類

- ・ 請求書【不在者投票事務経費】（様式12）又は（様式13）
- ・ 不在者投票者内訳書（様式14）

※ 請求書について、請求者名と口座名が同一及び口座名が同法人名、同法人の理事長名の場合は様式12、相違する場合は様式13をご使用ください。

なお、様式12については、押印の見直しにより、一定の記載をしていただくと熊本県知事への請求の場合は電子メールで提出することも可能です。

③ 請求金額（1人当たりの単価）

1,073円

(注) ・ 投票用紙等を請求したものの実際には投票しなかった人は対象外です。

- ・ 複数の選挙が同時に行われる場合や投票を同時に行った場合に請求できるのは、1人につき1,073円です。

※ 数年に一度、当該単価が変更しますので、選挙の都度、県又は市区町村の選挙管理委員会から送付されてくる資料を十分ご確認ください。

経費の請求に要する書類及び記載例については、熊本県ホームページの選挙管理委員会のページに掲載しています。

URL <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/147/50502.html>

(2) 外部立会人を投票に立ち合わせるために要する経費

- ① 市区町村の選挙管理委員会が選定（人選）した者を、不在者投票管理者が外部立会人として選任し、投票に立ち合わせた場合（P17「(2) 外部立会人の選任方法①」）は、不在者投票管理者から外部立会人に対し、謝金等を支払います。

ア 謝金等額

外部立会人への謝金等は、謝金（報酬）及び旅費（費用弁償）の額に限られ、1日につき10,900円（8.5時間分）が基準（上限）とされており、実際に従事した時間に相応した額となります。

<謝金等額の上限（1日分）> (単位：円)

従事時間	～1h	～2h	～3h	～4h	～5h	～6h	～7h	7h超
謝金等額	1,282	2,564	3,847	5,129	6,411	7,694	8,976	10,900

※ 熊本県へ請求する場合

- ※ 1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。
- ※ 1回当たりの従事時間が7時間を超えて8.5時間以下の場合は、8.5時間（1日分）としてください。

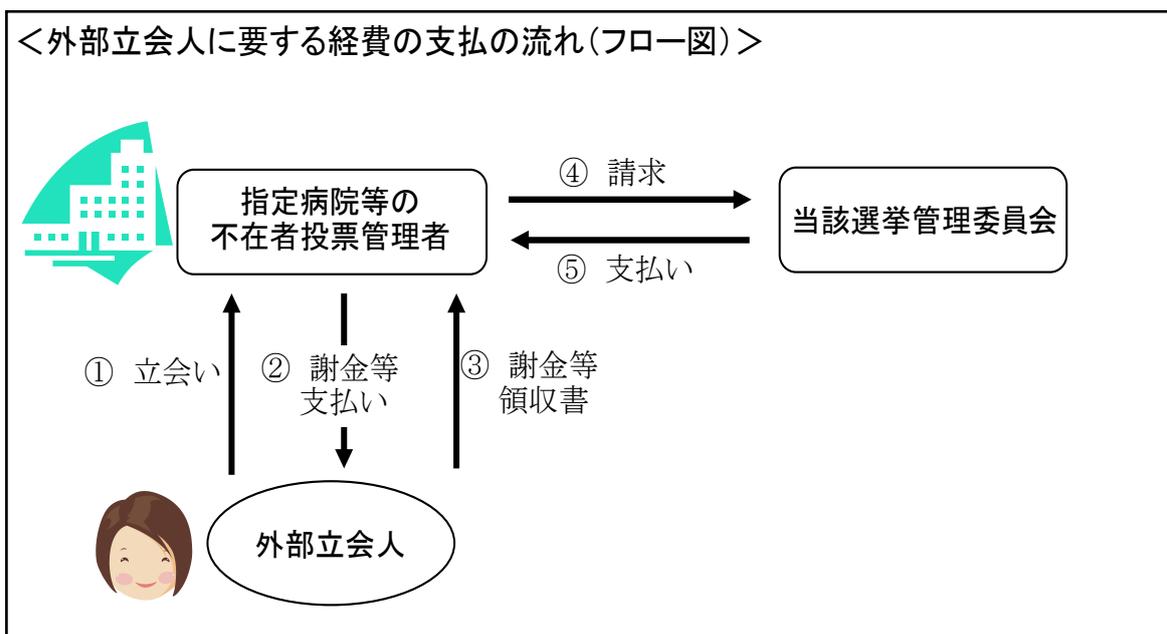
イ 経費の負担

不在者投票管理者が外部立会人に対して謝金等を支払った場合、その選挙を管理する選挙管理委員会に、その費用を請求することができます。

ウ 経費の請求に要する書類

- ・ 請求書【不在者投票外部立会人経費】（様式22）又は（様式23）
- ※ 請求書について、請求者名と口座名が同一及び口座名が同法人名、同法人の理事長名の場合は様式22、相違する場合は様式23をご使用ください。
- ・ 不在者投票者内訳書（様式14）
- ・ 立会人に係る市区町村の選定通知の写し
- ・ 謝金等に係る領収書の写し（様式20）

エ 経費の請求先は、原則として前ページ「(1) ①」と同じになります。



【留意事項】

選挙管理委員会に対して、外部立会人に要した経費を請求できるのは、市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人に係る経費のみであり、不在者投票管理者（指定施設）が独自で選任した場合の立会人に係る経費は請求できませんので、御注意ください。

- ② 市区町村の選挙管理委員会が市町村の特別職の公務員として外部立会人を任命し、その者を不在者投票管理者がその外部立会人として選任し、投票に立ち会った場合（P17「(2) 外部立会人の選任方法②」）は、当該市区町村の選挙管理委員会が外部立会人に対して、当該市町村の条例等に基づき、報酬及び費用弁償の額を支払います。

なお、この場合、不在者投票管理者は、市区町村選挙管理委員会に対して実績報告書を提出します。

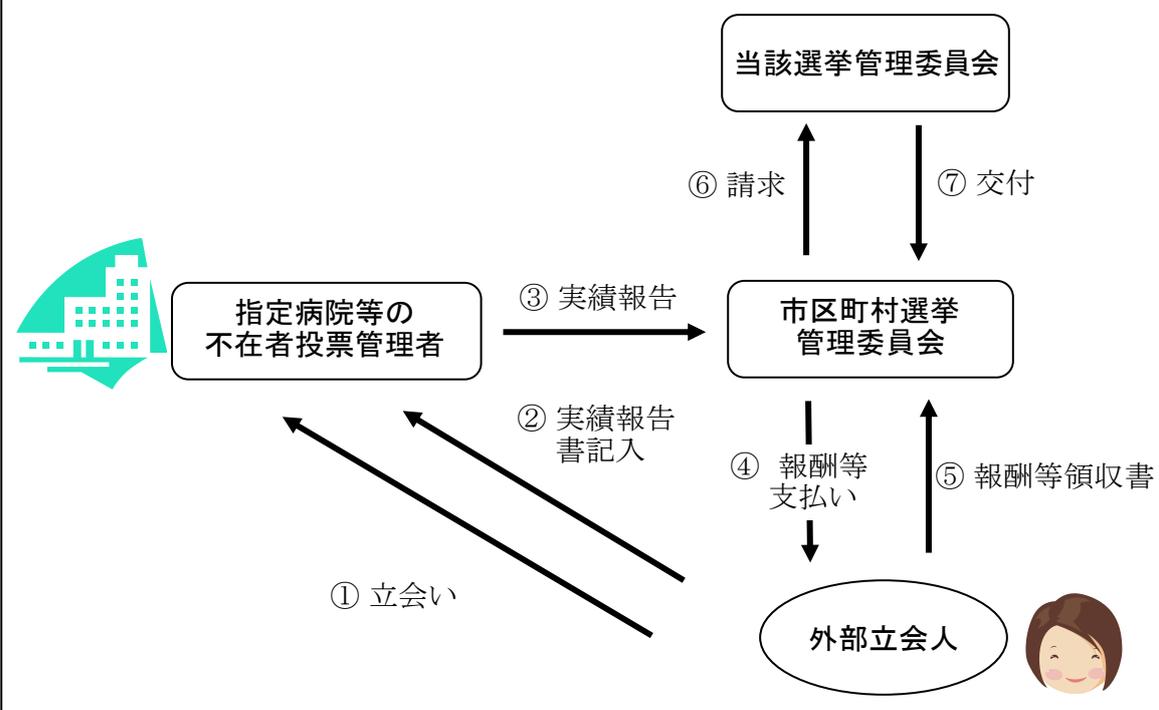
ア 提出する書類

- ・ 外部立会人実績報告書（様式21）
- ・ 不在者投票者内訳書（様式14）
- ・ 立会人に係る市区町村の選任通知の写し

イ 提出先（送付先）

施設が所在する市区町村長（施設が所在する市区町村選挙管理委員会）

<外部立会人に要する経費の支払の流れ(フロー図)>



これは、本人が直接請求する場合のみ必要です。
様式は市区町村の選挙管理委員会により、異なる場合があります。

宣 誓 書 (兼請求書)

私は、〇〇選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭、その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疫病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓い、併せて投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。
なお、貴市区町村から転出している場合に、引続居住証明書が添付されていない場合には、引き続き熊本県の区域内に住所を有することの確認を申請します。

〇〇〇選挙管理委員会委員長 様

令和〇年〇月〇日

氏 名		生年月日	
現 住 所 (送付先)			
選挙人名簿に記載 されている住所	(現住所と異なる場合のみ記載すること)		

指定病院等で不在者投票を行う場合は、不在者投票を行う場所を記載してください。

投票しようとする病院、老人ホーム、その他の施設の名称	都 道 府 県	市 区 郡	町 村	番地 番 号
	【施設名称： 】			

選挙人から不在者投票管理者に対し
投票用紙等の交付を請求してほしい
旨の依頼をするときに必要です。

依 頼 書

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の〇〇選挙の投票を当〇〇病院（当〇〇老人ホーム、当〇〇身体障害者支援施設、当〇〇保護施設）で行いたいのので、私に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求してくださいようお願いします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇病院長（老人ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長）様

住 所	選挙人名簿に記載 されている住所	選挙人氏名	生年月日	依頼年月日	依頼印	備考

備 考

依頼印の欄は施設の判断で省略して差し支えない。

選挙人の署名が難しい場合は、本人の意思を口頭等で確認のうえ、その確認をした不在者投票事務従事者の氏名やその日時等を備考欄等に記載すること。

選挙人が県知事選挙又は県議会議員選挙において、市区町村選挙管理委員会の委員長に引き続き同一県内の市区町村に住所を有することの確認を申請する場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。

請 求 書

不在者投票管理者が、選挙人の依頼に基づき、選挙人に代って市区町村の選管に投票用紙などを請求するときに必要です。

住 所	選挙人名簿に記載されている住所	選 挙 人 氏 名	生年月日	備 考

上記の選挙人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の〇〇選挙の当日、入院中（入所中）のため当病院（当老人ホーム、当身体障害者支援施設、当保護施設）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所
 〇〇病院長（老人ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長）
 氏 名

〇〇県〇〇（市・区・町・村）選挙管理委員会委員長 様

備 考

1. 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
2. 選挙人が県知事選挙又は県議会議員選挙において、市区町村選挙管理委員会の委員長に引き続き同一県内の市区町村に住所を有することの確認を申請する場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。
3. 選挙の期日の公示又は告示の日前に請求する場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はないが、当該請求に係る選挙を指定する文書を記載すること。

様式4

県知事選挙又は県議会議員において、県内市町村間の住所移転者に対する証明書の様式
(令第34条の2の証明書)

【住所移転1回の場合】

証 明 書

知事選挙、県議会議員選挙のときのみで、かつ、選挙人が県内市町村間の住所移転者である場合のみに使用。

住 所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）大字〇〇〇〇番地
氏 名

上記の者は、令和〇〇年〇〇月〇〇日熊本県〇〇郡（市区）〇〇町（村）大字〇〇番地から熊本県の区域内の本市（区・町・村）の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇（市区町村）長 氏 名

【住所移転2回の場合】

証 明 書

住 所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）大字〇〇〇〇番地
氏 名

上記の者は、令和〇〇年〇〇月〇〇日熊本県〇〇郡（市区）〇〇町（村）大字〇〇番地から熊本県の区域内の〇〇郡（市区）〇〇町（村）大字〇〇番地に住所を移し、さらに令和〇〇年〇〇月〇〇日当該住所地から熊本県の区域内の本市（区・町・村）の区域内に住所を移し、引き続き住所を有する者であることを証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇（市区町村）長 氏 名

不在者投票用外封筒

記載の終わった投票は、様式6の内封筒に入れて、さらにこの外封筒に入れます。

表

裏

令和 年 月 日 執行
選 挙

不在者投票

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いて下さい。
公示日以前に投票するとあなたの投票は無効になります。

(外封筒)

選挙管理
委員会印

投票者
代理記載人

選挙人が自署する(代理投票のときは代理記載人が選挙人の氏名を記載する)
※代理記載人の氏名は仮投票の際のみ記載する。

第 投票区

男

整理番号

女

交付市区町村名
交付年月日 令和 年 月 日
船員の属する投票区のある市区町村名

投票年月日 令和 年 月 日

不在者投票管理者

不在者投票立会人
(立会人が署名する)

投票場所

「〇〇病院
病院長〇〇〇〇〇」
等と不在者投票管
理者のフルネーム
を記載
(ゴム印でも可)

立会人の氏名を
自書させる

投票年月日を記入

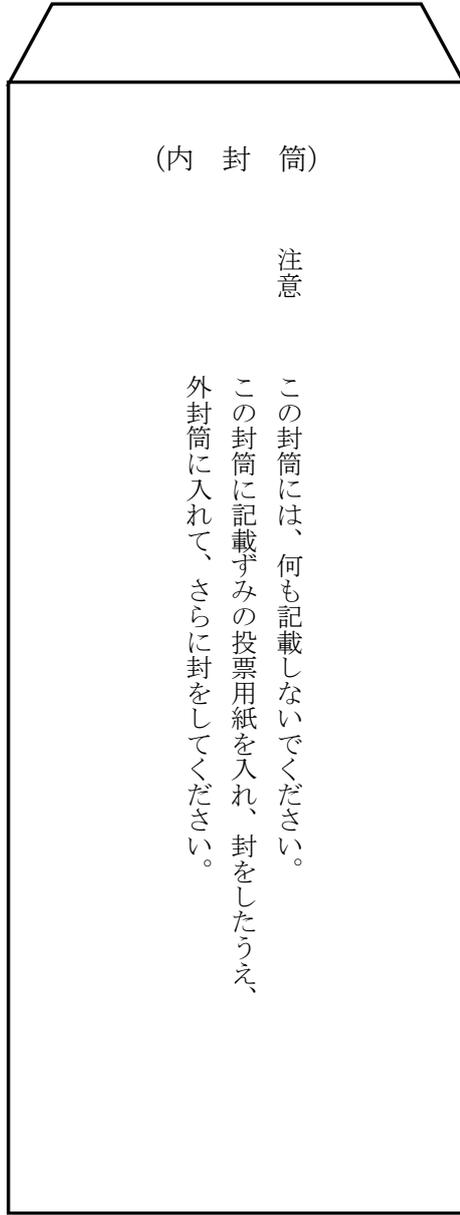
「〇〇病院〇〇室」等と具
体的に記載

選管が記入する。

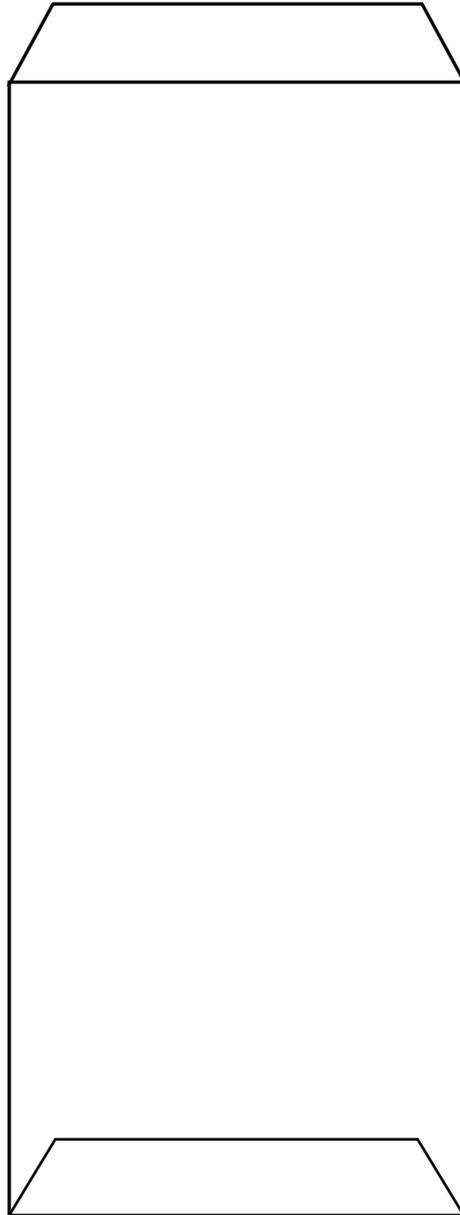
不在者投票用内封筒

記載の終わった投票は、これに入れて封をします。

表



裏



不在者投票証明書

本人が直接請求した場合に市区町村
 選管委員長が本人に交付するもので
 す。

選挙人の氏名	
選挙人の生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日 生
投票しようとする 病院、老人ホーム その他の施設 の名称	
その他の事項	
選挙	令和○年○月○執行 選挙

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

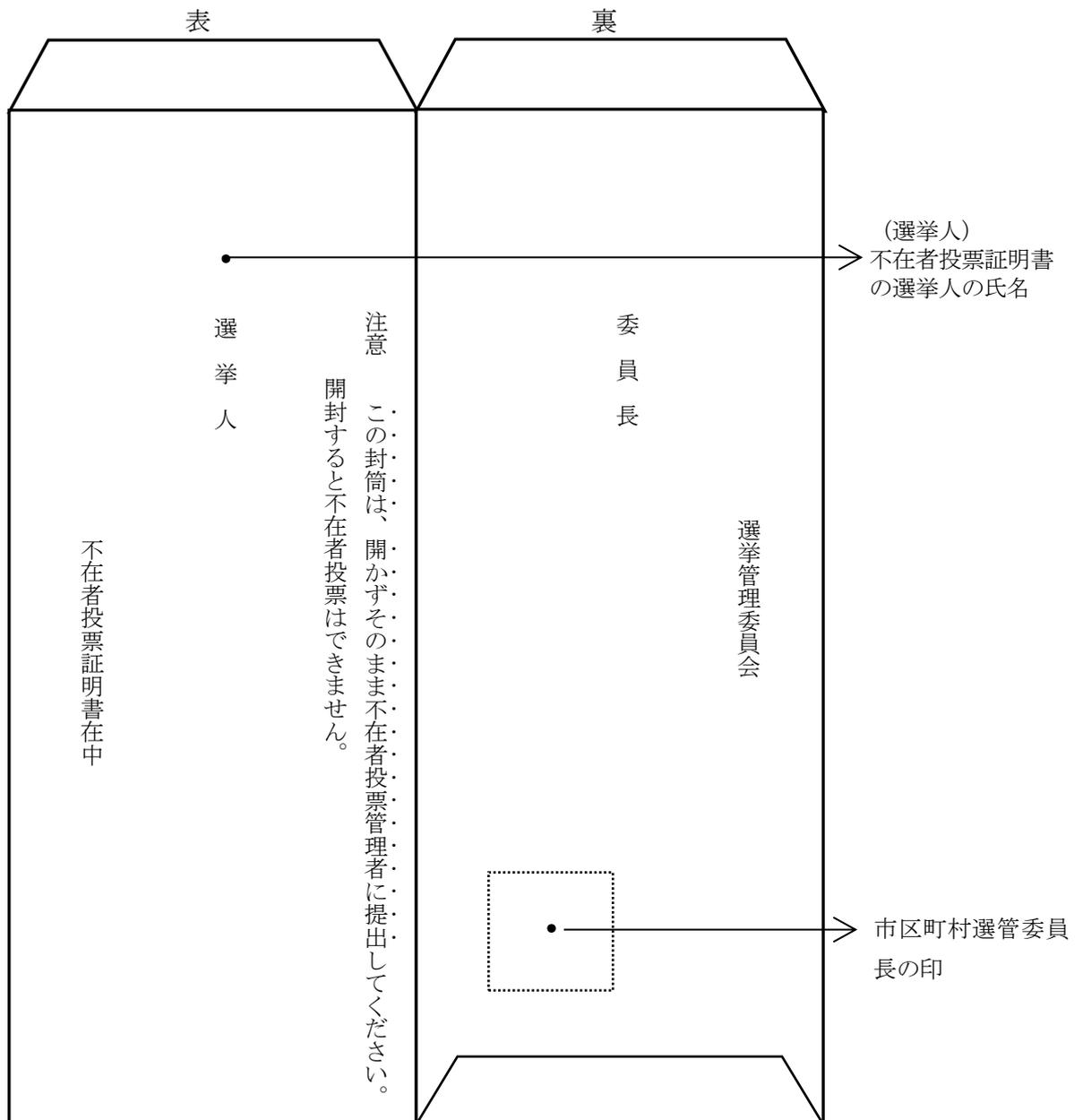
(市区町村) 選挙管理委員会

委員長

㊟

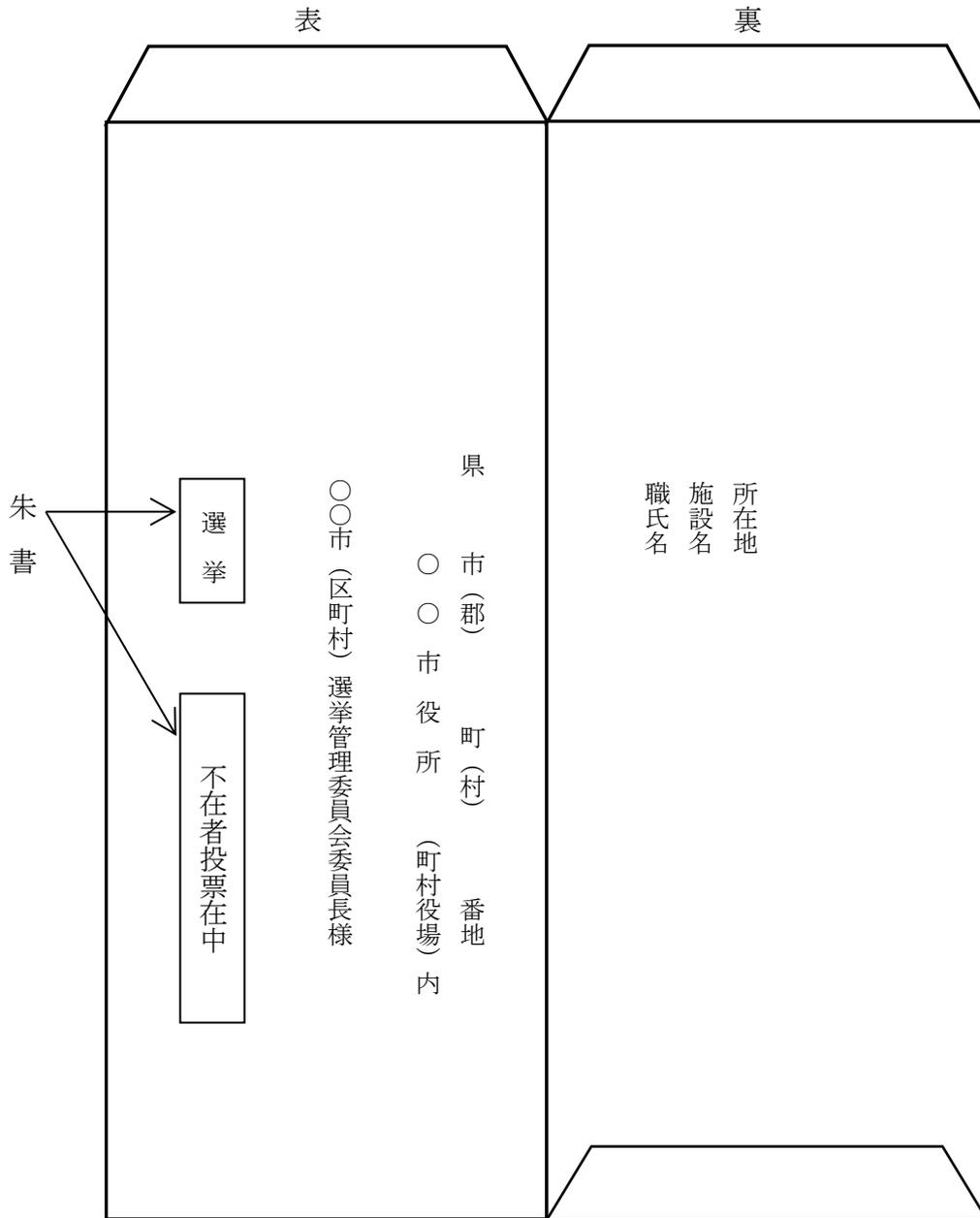
不在者投票証明書用封筒

様式7の証明書を入れる封筒で、選挙人はこれを開けてはなりません。



不在者投票送致用封筒

不在者投票管理者が市区町村選管委員長へ不在者投票を送付するときの封筒見本です。



第 号
令和 年 月 日

市（区町村）選挙管理委員会委員長 様

施設名
職 名
氏 名

不在者投票の送付について

令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の〇〇選挙に係る〇月〇日付けで交付を受けた下記の不在者投票を別添のとおり送付します。

1 投票用紙及び不在者投票用封筒受領者名簿（ 人）

投票区	名簿番号	住 所	氏 名	備考

2 連絡事項

--

①不在者投票のてん末を明らかにする
 ために必ずこの処理簿に記載し
 ②この処理簿の写しを市区町村の選
 挙管理委員会に送付してください。

不在者投票処理簿（令和 年 月 日執行 選挙）

不在者投票施設名（ ） ○ ○ 市（区・町・村）分

番 号	選挙人氏名	代理請求の依頼を受けた年月日	投票用紙等請求年月日	投票用紙等受領年月日	投票年月日	立会人(署名)	代理投票事由		点字投票者(該当者〇印)	送致年月日	備 考
							補助者(署名)	記載者 立会人			
1							心身の故 障その他	記載者 立会人			
2											
3											
4											
計											

備考 1. 投票用紙等を請求して、その交付を受け、退院（退所）、外出等により、不在者投票のできる期間内に投票しなかつた人については、その旨備考欄に記載し、直ちにその投票用紙等は、交付を受けた市区町村選挙管に返送してください。
 2. 投票用紙等を請求して、選挙人名簿に登録されていないため、又は失権、記載等のため、交付されなかつた人については、備考欄その旨記載してください。
 3. この処理簿は、投票用紙等を請求した市区町村ごとに区分して作成してください。

請 求 書 (不在者投票事務経費)

請求金額 _____ 円

ただし、令和 ____年 ____月 ____日執行の _____ 選挙の不在者投票経費として、下記内訳のとおり請求します。

(内訳) (単位：円)

不在者投票施設名	単価	人数	金 額
	1,073		

※ 選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

令和 ____年 ____月 ____日

〒
住 所
請求者
氏 名

熊本県知事 様

(振込先)

金融機関名	銀行	支店
普通預金 ・ 当座預金	口座番号	
フリガナ		
口座名		

請求書の提出方法・発行（作成）責任者及び担当者

提出方法	紙・ <u>電子メール</u> ・ファクシミリ		
発行（作成）責任者	連絡先		
担当者	連絡先		

※提出先のメールアドレス senkan43@pref.kumamoto.lg.jp (国政、知事、県議選時)

請 求 書 (不在者投票事務経費)

請求金額 21,460 円

ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 選挙の不在者投票経費として、下記内訳のとおり請求します。

(内訳) (単位：円)

不在者投票施設名	単価	人数	金額
めいすい病院	1,073	20	21,460

※ 選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〒862-8570

住 所 熊本市中央区水前寺6-18-1
医 療 法 人 めいすい会
氏 名 めいすい病院
病院長 八代 太郎

請求者は必ず不在者投票管理者である病院長（施設長）となります。
法人に所属する施設は必ず法人名を記載してください。

請求者

請求者と口座名義人が違う場合は様式13で申請

熊本県知事 様

(振込先)

金融機関名	〇〇	銀行	〇〇	支店
普通預金	当座預金	口座番号	1 1 1 1 1 1 1	
フリガナ 口座名義人	リョウホウジン メイスカイ リジョウ クマトハナコ 医療法人 めいすい会 理事長 熊本花子 (「医療法人めいすい会」、「めいすい病院 病院長 八代太郎」でも可)			

法人に所属する施設は、法人の口座、法人の理事長口座、施設の施設長口座のいずれの口座でも請求者と同一という取扱いになります。

請求書の提出方法・発行（作成）責任者及び担当者

提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ		
発行（作成）責任者	山田 太郎	連絡先	096-123-456
担当者	山田 花子	連絡先	096-123-456

電子メールで提出の際は必ずご記載ください。
こちらを記載せず、押印したものを郵送で提出することも可能です。

請 求 書 (不在者投票事務経費)

請求金額 _____ 円

ただし、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日執行の _____ 選挙の不在者投票経費として、下記内訳のとおり請求します。

(内訳) (単位：円)

不在者投票施設名	単価	人数	金 額
	1,073		

※ 選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 _____
住 所
請求者 _____
氏 名 (印)
(担当者連絡先 _____)

熊本県知事 様

委 任 状

上記経費の受領を下記のとおり委任します。

(委任者) 住 所 _____
氏 名 (印)

(受任者) 住 所 _____
氏 名 (印)

(振込先)

金融機関名	銀行	支店
普通預金 ・ 当座預金	口座番号	
フリガナ 口座名義人		

請 求 書 (不在者投票事務経費)

請求金額 21,460 円

ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 選挙の不在者投票経費として、下記内訳のとおり請求します。

(内訳) (単位：円)

不在者投票施設名	単価	人数	金 額
熊本市立養護老人ホームめいすい苑	1,073	20	21,460

※ 選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〒862-8570

住 所 **熊本市中央区水前寺6-18-1**
 請求者 **熊本市立養護老人ホームめいすい苑**
 氏 名 **施設長 八代 太郎** ㊟

熊本県知事 様

委 任 状

上記経費の受領を下記のとおり委任します。

(委任者) 住 所 **熊本市中央区水前寺6-18-1**
熊本市立養護老人ホームめいすい苑
 氏 名 **施設長 八代 太郎** ㊟

(受任者) 住 所 **熊本市中央区水前寺6-18-1**
社会福祉法人 めいすい事業団
 氏 名 **理事長 熊本 花子** ㊟

施設長印

理事長印

同じ印になります

(振込先)

金融機関名	〇〇 銀行	〇〇 支店	
普通預金 ・当座預金	口座番号	1 1 1 1 1 1 1 1	
フリガナ 口座名義人	シカイフクシホウジン メイスイギョウダン リジチョウ クモトハナコ 社会福祉法人 めいすい事業団 理事長 熊本花子		

※支払が委任となるもの(振込先が請求者と相違)は押印したものを郵送にて送付ください。
 振込先が同法人名、同法人の理事長名となるものは様式12で可

年 月 日

(市区町村) 選挙管理委員会 御中

(施設名)
(施設の長)

外部立会人の選定について (依頼)

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついては、同条第9項の規定に基づき立会人の選定をお願いいたします。

記

日 時： 年 月 日 () : ~ :

選挙の種類： 選挙

場 所：

施 設 名：

事務担当者 _____

電話番号 _____

年 月 日

(外部立会人) 様

(市区町村) 選挙管理委員会

外部立会人の〔選定 / 任命〕について(通知)

あなたを、下記のとおり行われる指定病院等における不在者投票の外部立会人に〔選定 / 任命〕しましたので、通知します。

記

日 時： 年 月 日 () : ~ :

選挙の種類： 選挙

場 所：

施 設 名：

施設担当者：

電 話 番 号：

備 考：

年 月 日

(指定施設の長) 様

(市区町村) 選挙管理委員会

外部立会人の〔選定 / 任命〕について(通知)

貴施設における不在者投票において、下記のとおり、外部立会人を〔選定 / 任命〕しましたので、通知します。

記

立会人氏名：
(ふりがな)

立会人住所：

立会人連絡先：

立会日時： 年 月 日 () : ~ :

貴施設からの謝金等の支払の要否 必 要 ・ 不 要

年 月 日

立 会 人 選 任 書

(外部立会人) 様

(施設名)
(施設の長)

あなたを、下記のとおり、令和 年 月 日執行の〇〇〇〇選挙について、指定
病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の_____分前までに_____に、おいで
ください。

記

立会日時： 年 月 日 () : ~ :

不在者投票の実施場所：〇〇〇〇病院 〇〇〇〇会議室

事務担当者 _____

電話番号 _____

年 月 日

立 会 人 承 諾 書

(施設の長) 様

(住 所)

(電 話 番 号)

(氏名(自署))

下記のとおり、令和 年 月 日執行の〇〇〇〇選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

立会日時： 年 月 日 () : ~ :

不在者投票の実施場所：〇〇〇〇病院 〇〇〇〇会議室

年 月 日

領 収 書

(施設の長) 様

_____ 円

但し、不在者投票の外部立会人に係る謝金等について、上記、正に領収しました。

立会日時： 年 月 日 () : ~ :
うち休憩時間 : ~ :

不在者投票の実施場所：〇〇〇〇病院 〇〇〇〇会議室

選挙の種類： 選挙

(住 所)
(電 話 番 号)
(氏名(自署))

外部立会人実績報告書

令和 年 月 日執行の〇〇〇〇選挙における外部立会人に係る経費を下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会委員長 様

外部立会人 (住 所)
(電 話 番 号)
(氏名(自署))

記

不在者投票立ち会の実績

立会日時： 年 月 日 () : ~ :

立会場所：

立会人氏名：

不在者投票者の総数 _____人

要した経費の額 _____円

(振込先)

金融機関名	銀行	支店
普通預金 ・ 当座預金	口座番号	
フリガナ 口座名義人		

上記のとおり不在者投票に立ち会ったことを認めます。

(施設名)
(所在地)
(不在者投票管理者)

※ 立会人に係る市区町村の選定通知の写しを添付してください。

請 求 書 (不在者投票外部立会人経費)

請求金額 _____ 円

ただし、令和 年 月 日執行の _____ 選挙の不在者投票経費（外部立会人経費）として、下記内訳のとおり請求します。

(内訳) (単位：円)

立会日	立会時間	謝金等請求額	外部立会人氏名	備考
	: ~ :	円		
	: ~ :	円		
合 計		円		

※ 選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

令和 年 月 日

〒
住 所
請求者
氏 名

熊本県知事 様

(振込先)

金融機関名	銀行	支店
普通預金 ・ 当座預金	口座番号	
フリガナ 口座名義人		

請求書の提出方法・発行（作成）責任者及び担当者

提出方法	紙・ 電子メール ・ファクシミリ		
発行（作成）責任者	連絡先		
担当者	連絡先		

※提出先のメールアドレス senkan43@pref.kumamoto.lg.jp (国政、知事、県議選時)

請 求 書 (不在者投票外部立会人経費)

請求金額 3,847 円

ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 選挙の不在者投票経費（外部立会人経費）として、下記内訳のとおり請求します。

(内訳) (単位：円)

立会日	立会時間	謝金等請求額	外部立会人氏名	備考
R00.00.00	9 : 00 ~ 12 : 00	3,847 円	甲山 乙夫	
	: ~ :	円		
合 計		円		

※ 選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〒 8 6 2 - 8 5 7 0
住 所 熊本市中央区水前寺 6 - 1 8 - 1
請求者 医療法人 めいすい会
氏 名 めいすい病院
 病院長 八代 太郎

熊本県知事 様

請求者と口座名義人が違う場合は様式 2 3 で申請

(振込先)

金融機関名	〇〇	銀行	〇〇	支店
普通預金	・ 当座預金	口座番号	1 1 1 1 1 1 1	
フリガナ 口座名義人	リョウホクジン めいすいかい リジチョウ クモトハナコ 医療法人 めいすい会 理事長 熊本花子 (「めいすい病院 病院長 八代 太郎」でも可)			

請求書の提出方法・発行（作成）責任者及び担当者

提出方法	紙・ 電子メール ・ファクシミリ		
発行（作成）責任者	山田 太郎	連絡先	0 9 6 - 1 2 3 - 4 5 6
担当者	山田 花子	連絡先	0 9 6 - 1 2 3 - 4 5 6

請 求 書 (不在者投票外部立会人経費)

請求金額 _____ 円

ただし、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日執行の _____ 選挙の不在者投票経費（外部立会人経費）として、下記内訳のとおり請求します。

(内訳) (単位：円)

立会日	立会時間	謝金等請求額	外部立会人氏名	備考
	: ~ :	円		
	: ~ :	円		
合 計		円		

※ 選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

〒 _____
 住 所
 請求者
 氏 名 印
 (担当者連絡先)

熊本県知事 様

委 任 状

 上記経費の受領を下記のとおり委任します。

(委任者) 住 所
 氏 名 印
 (受任者) 住 所
 氏 名 印

(振込先)

金融機関名	銀行	支店
普通預金 ・ 当座預金	口座番号	
フリガナ 口座名義人		

請 求 書 (不在者投票外部立会人経費)

請求金額 3,847 円

ただし、令和〇〇年〇〇月〇〇日執行の 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 選挙の不在者投票経費（外部立会人経費）として、下記内訳のとおり請求します。

(内訳) (単位：円)

立会日	立会時間	謝金等請求額	外部立会人氏名	備考
R00.00.00	9:00~12:00	3,847 円	甲山 乙夫	
	: ~ :	円		
合 計		円		

※ 選挙人の氏名等に関しては、別紙「不在者投票者内訳書」のとおり

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〒862-8570

住所 **熊本市中央区水前寺6-18-1**
 請求者 **めいすい病院**
 氏名 **病院長 八代 太郎** (印)
 (担当者連絡先 **096-383-1111 山田**)

病院長印

熊本県知事 様

委任状

上記経費の受領を下記のとおり委任します。

(委任者) 住所 **熊本市中央区水前寺6-18-1**
熊本市立養護老人ホームめいすい苑
 氏名 **施設長 八代 太郎** (印)

(受任者) 住所 **熊本市中央区水前寺6-18-1**
社会福祉法人 めいすい事業団
 氏名 **理事長 熊本 花子** (印)

理事長印

同じ印になります

(振込先)

金融機関名	〇〇	銀行	〇〇	支店
普通預金	・ 当座預金	口座番号	1 1 1 1 1 1 1	
フリガナ 口座名義人	シカイクシヨウジン メイスイギョウダン リジチョウ クモトハナコ 社会福祉法人 めいすい事業団 理事長 熊本花子			

熊本県選挙管理委員会委員長 様

病院（施設）の名称

病院（施設）長 氏 名

不在者投票をすることができる病院（施設）の指定について（申請）

公職選挙法施行令第 55 条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票をすることができる病院（施設）として当病院（施設）を指定されるよう熊本県公職選挙執行規定第 30 条第 2 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

所在地

病床数（入所定員） 病院の場合は科目ごとに記載

入院（入所）者数 月 日現在 人

開設許可年月日

職員数

設置主体

経営主体

面積 建物 m² 敷地 m²

最寄りの投票所までの距離 km

その他の参考事項

(添付書類)

1 建物の平面図（略図で可）

指定された場合の不在者投票記載所となる室等を図示すること。

2 施設から投票所までの付近見取図

3 開設（設置）許可指令書（写）

4 法人定款の写（設置又は経営者が法人の場合）

条例の写（ “ ” 公共団体の場合）

5 入院（入所）規程又はこれに準ずるもの

6 その他の参考資料

(参考資料)

1 入所者の入所状況

入所時間 年 齢		～1ヶ月	1ヶ月 ～6ヶ月	6ヶ月 ～12ヶ月	1年 ～2年	2年 ～3年	3年 ～5年	5年以上	計
		20～29	男						
	女								
30～39	男								
	女								
40～49	男								
	女								
50～59	男								
	女								
60～69	男								
	女								
70～79	男								
	女								
80～89	男								
	女								
90～	男								
	女								
計	男								
	女								
								合 計	

2 入所者の居住地別内訳（選挙人名簿に登録されている市区町村を記入すること）

市区町村名	入所者数	左記のうち選挙が どういものか認 識できない人の数
計	人	人

3 職員数及びその内訳

職種									計
診療科目									
計									

※上記職員のうち有権者数 人
 {「職員名簿」及び「職員勤務シフト表」(既存のもの写しで可)を添付してください。}

4 職員のうちで投票事務に予定している人数等について

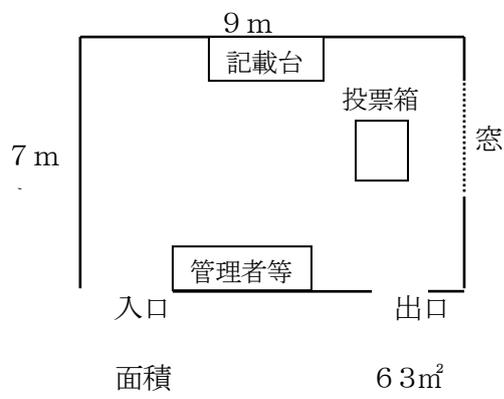
職 名	諸 注 意 等	人 数
不在者投票管理者	原則として、病院長・施設長があたる	
職務代理者	管理者に事故等があった場合、その任務に当たる	
不在者投票立会人	選挙権を有する者の中から不在者投票管理者が選任する	
事務従事者		
うち 代理投票の補助者	事務従事者から2人定める	
計		人

※ 不在者投票の執行には、このように不在者投票管理者1名、不在者投票立会人1名、そして、選挙人から代理投票の申出があった場合には代理投票の補助者が別に2名必要であり、最低でも計4名(事務従事者を不在者投票管理者が兼任する場合)必要であるできれば、事務従事者を別途定めることが望ましい。そして、管理者に事故等があった場合のために、職務代理者を1名選任しておくことが必要となる。

5 投票記載所について

(1) 記載所に予定している室内の簡単な見取り図

(例) 1階 会議室



* 添付図面と同じ向きで作成すること

記載所見取り図



(2) 記載所から最も遠い病室までの距離と記載所まで来る方法

最長距離 _____ m

来所方法

(途中、階段及びエレベーター部分の有無)

1. 有 (階から 階まで) 2. 無

(施設指定の辞退届出の様式)

	番	号
	年	月 日
熊本県選挙管理委員会委員長 様		
病院（施設）の名称		
病院（施設）長 氏 名		
不在者投票をすることのできる施設の指定辞退について		
不在者投票をすることのできる施設としての指定を下記事由により辞退します。		
記		

※「指定病院」、「指定老人ホーム」等が指定を辞退することとなった場合、この様式により当委員会まで届出てください。

第 40 号様式

(施設指定の変更届出の様式)

番 号
年 月 日

熊本県選挙管理委員会委員長 様

病院（施設）の名称
病院（施設）長 氏 名

不在者投票をすることのできる施設の（名称、所在地）の変更について

下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

変更事項	変更内容	
(名称、所在地)	新	
	旧	

※「指定病院」、「指定老人ホーム」等の名称及び所在地に異動が生じた場合、この様式で届出てください。

1 関係法令

○ 公職選挙法

(代理投票)

第48条 身心の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称、参議院比例代表選出議員の選挙の投票にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称及び略称）を記載することができない選挙人は、第46条第1項から第3項まで、第50条第4項及び第5項並びに第68条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）1人の氏名、1の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は1の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

3 (略)

(期日前投票)

第48条の2 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第44条第1項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

二 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

(以下略)

(不在者投票)

第49条 前条第1項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条第1項ただし書、第44条、第45条、第46条第1項から第3項まで、第48条及び第50条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2～8 (略)

9 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

(職権濫用による選挙の自由妨害罪)

第226条 選挙に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者

又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追随し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、4年以下の禁錮に処する。

- 2 国若しくは地方公共団体の公務員、特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）の表示を求めたときは、6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

(投票の秘密侵害罪)

- 第227条** 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人（第48条第2項の規定により投票を補助すべき者及び第49条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ。）又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体の名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称）を表示したときは、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

- 第237条** 選挙人でない者が投票をしたときは、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。
- 2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票し又は投票しようとした者は、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。
- 3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

(立会人の義務を怠る罪)

- 第238条** 立会人が正当な理由がなくてこの法律に規定する義務を欠くときは、20万円以下の罰金に処する。

○ 公職選挙法施行令

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

- 第50条** 選挙の当日法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホームをいう。以下この章において同じ。）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第149条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者（身体障

害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。）であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定する障害者支援施設及び同条第23項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。以下この章において同じ。）、保護施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。以下この章において同じ。）、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）第12条第1項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院若しくは婦人補導院において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

(以下略)

(不在者投票管理者)

第55条 (中略)

2 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者又は労災リハビリテーション作業所に入所している者で、第50条第1項の規定による請求をしたもの（第58条第一項において「病院等に入院している者で自ら投票用紙等の交付の請求をしたもの」という。）の不在者投票については、前項の規定によるほか、当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長を法第49条第1項に規定する不在者投票管理者とする。

(中略)

4 次の各号に掲げる者の不在者投票については、前3項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者を法第49条第1項に規定する不在者投票管理者とする。

(中略)

二 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院に入院している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する老人ホームに入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する原子爆弾被爆者養護ホームに入所している者、国立保養所に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定する保護施設に入所している者又は労災リハビリテーション作業所に入所している者（これらの者で、第50条第1項若しくは第2項又は第51条第1項の規定による請求をしたものを除く。）当該病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所の長

(以下略)

(選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における不在者投票の方法)

第56条 第53条第1項第1号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた選挙人（前条第4項第1号及び第3号から第5号までに掲げる者を除く。）は、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとする場合においては、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までに、不在者投票管理者であるその市町村の選挙管理委員会の委員長にその投票用紙及び投票用封筒を提示し、かつ、不在者投票証明書の入っている封筒を提出し、投票用紙及び投票用封筒並びに封筒に入っている不在者投票証明書の点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において、投

票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者1人の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては一の衆議院名簿届出政党等の法第86条の2第1項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者一人の氏名又は一の参議院名簿届出政党等の法第86条の3第1項の規定による届出に係る名称若しくは略称。次項及び第四項において同じ。）を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、直ちにこれをその不在者投票管理者に提出しなければならない。

- 2 第54条第1項第1号の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた船員は、直ちに、不在者投票管理者であるその登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票の記載をする場所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者1人の氏名を記載し、これを投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に署名して、これをその不在者投票管理者に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合においては、不在者投票管理者は、選挙権を有する者を立ち合わせなければならない。
- 4 第1項又は第2項の場合において、不在者投票管理者は、選挙人が法第48条の規定により代理投票をすることができる者であるときは、その申請に基づいて、前項の規定により立ち会わせた者の意見を聴いて、当該不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人の立会いの下に他の1人をして投票の記載をする場所において投票用紙に当該選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面に当該選挙人の氏名を記載させ、直ちにこれを提出させなければならない。
- 5 第41条第1項から第3項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、不在者投票管理者は、投票用紙に公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の法第86条の2第1項の規定による届出に係る名称又は略称、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては公職の候補者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の法第86条の3第1項の規定による届出に係る名称若しくは略称）を記載した者にその者の氏名を投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければならない。
- 6 第32条の規定は、第1項又は第2項の規定による投票について準用する。

○ 熊本県公職選挙執行規程

(病院等の指定)

第30条 令第55条第2項の規定により県委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設(以下「病院等」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)にいう病院で、おおむね50人以上の患者を収容するにたるベッドを有する病院
 - (2) 収容定員がおおむね50人(養護老人ホームに併設する特別養護老人ホームにあつては、おおむね30人)以上の規模を有する老人ホーム
 - (3) 前号の規模を有する身体障害者支援施設又は保護施設
 - (4) その他県委員会が適正な管理執行が確保できると特に認める病院等
- 2 前項の指定は、病院等の申請により行う。
 - 3 前項の申請及び指定は、別記第37様式及び第38号様式によらなければならない。
 - 4 第2項の規定により指定を受けた病院等は、第1項の規定に該当しなくなったとき、閉鎖されたとき又は指定を辞退しようとするときは、直ちにその旨を県委員会に報告しなければならない。指定された病院等の名称若しくは所在地を変更したときも、同様とする。
 - 5 前項の報告は、別記第39号様式及び第40号様式によらなければならない。

2 実例判例

(1) 不在者投票の方法

- 指定病院におけるベッド上の不在者投票の可否

(昭 27. 9. 25 自丙選第 73 号 栃木県選管宛自治庁選挙部長回答)

問 指定病院におけるベッド上の不在者投票ができるか。

答 原則として投票記載に必要な設備をした場所ですべきであるが、重病人の場合等歩行困難な者の投票については、不在者投票管理者が管理し、立会人が実在する限りベッド上でなし得ると解する。

(2) 不在者投票管理者

- 不在者投票管理者である院長の職務代理者

(昭 29. 4. 23 自丙選第 47 号 和歌山県選管宛自治庁選挙部長回答)

問 公選法施行令第 55 号第 2 項に規定する指定病院の院長は、やむを得ない用務のため長期旅行中等の場合、病院の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師又は病院の事務局の職員が不在者投票管理者の職務を補助施行できるか。

答 院長の職務を代行すべき医師又は歯科医師が不在者投票管理者となることができる。

- 指定病院の院長が候補者となった場合

(昭 33. 10. 6 自丙選第 47 号 千葉県選管あて電話連絡)

問 不在者投票管理者たる指定病院の院長が候補者となった場合においては、当該候補者となった選挙のみならず候補者としての身分を有している期間に行われるすべての選挙の不在者投票管理者となることのできないか。

答 お見込みのとおり。

- 指定病院長が候補者となった場合の措置

(昭 37. 4. 5 佐賀県選管あて電話連絡)

問 不在者投票管理者たる病院長が市長選挙に立候補する場合は、病院長の職務を代行する者が、不在者投票管理者となるわけであるが、その者が候補者の子であるときは、候補者の故をもって不在者投票管理者としないわけにならないが、如何なる方法によるべきか。

答 当該実子は法令上不在者投票管理者となるものであるから、立会人の選任について得に留意し、その厳正な立会いのもとに不在者投票を執行する等特別の配慮をすることが適当である。

- 分院の設置と不在者投票を管理すべき病院の指定との関係

(昭 31. 2. 20 自丙選管発第 19 号 島根県選管あて自治庁選挙部長回答)

問 公選法施行令（令という。）第 55 号第 2 項（現行 4 項）の指定を受けている病院（本院という。）に今般分院が設けられたのでありますが、この分院における不在者投票について

- 1 本院とは別個の病院として、この分院自体令第 55 号第 2 項（現行 4 項）の指定を受けない限り、分院においては不在者投票はできないと解すべきか。

2 令第55号第2項（現行4項）の指定を受けなくても、本院院長の管理のもとにおいてするのであれば、分院においても不在者投票は可能であると解すべきか。

答1 所問の場合においては、お見込みのとおり。

2 1により処置されたい。

(3) 不在者投票の立会人

○ 不在者投票の立会人

(質疑集)

問 特別投票（現行の不在者投票）に立ちあわしめる者は1人でよいか。

答 1人で差し支えない。

○ 不在者投票管理又は、補助執行者が不在者投票立会人を兼ねることの可否

(昭49.11.5 最高裁判決)

不在者投票管理者は、不在者投票に関する事務を管理執行する執行機関であり、これに対し、立会人は、選挙が自由にかつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する監視機関である。したがって、右両者のこのような立場の違い、そして、公選法及び同法施行令が性格が異なるこの両者を不在者投票に必置の機関とし、もって選挙の自由と公正を確保しようとしている趣旨にかんがみれば、同一人が右両者の地位を兼ねることは、法律上許されないものと解するのが、相当である。また、不在者投票管理者が不在で、ただ1人の補助執行者によって不在者投票事務の管理執行がされている場合には、右補助執行者は実質上の不在者投票管理者というべきであるから、かかる補助執行者が同時に不在者投票の立会人を兼ねることは、右と同様の理由により、許されないものというべきである。そして、不在者投票管理又は右のような実質上の不在者投票管理者たる補助執行者が立会人を兼ねた間にされた不在者投票は、実質的には立会人を欠いたものとして、選挙の管理執行に関する規定に違反した違法のものといわなければならない。

(4) 不在者投票封筒の記載もれ

○ 不在者投票用封筒の記載もれ

(昭10.10.5 和知局第134号 和歌山県知事あて地方局長回答)

不在者投票用封筒に選挙人が其の氏名の記載を失念したときは顛末書名簿の附箋に徴し不在者投票を為したる者只1人なる事実明らかなる場合と雖も受理すべからざるものとす。

○ 封筒の署名を誤った場合の不在者投票

(昭42.4.15 佐賀県選管あて電話回答)

問 「〇〇きみえ」なる氏名の場合に、不在者投票用封筒の選挙人本人の署名を「〇〇みきえ」とした場合は受理してよいか。

答 本人の署名が誤記であると確認できれば、受理してさしつかえない。

○ 不在者投票用封筒に日付記載もれ

(昭5.1.30 佐賀県知事あて地方局長電話回答)

問 不在者投票用封筒に年月を記載し、日のかけるは受理すべきや。

答 受理すべきにあらず。

○ 不在者投票証明書封筒が開披されている場合

(昭 10. 5. 2 地発第 35 号 各地方局長あて通牒)

問 本条第 2 項 (公選令 53) 特別投票者証明書 (現、不在者投票証明書) 封筒を選挙人が誤って開披せる儘提出したる場合投票を為さしむべきや否やは投票立会人の意見を聞き投票管理者之を決定すべきものと存するも如何。

答 誤って開披せると否とは問わず封筒を開披して提出したる場合に於いては投票を拒否すべきものとす、尚此の場合立会人の意見を聴くべき旨の規定なし。

○ 管理手続きのかがし不在者投票を無効ならしめる場合

(昭 35. 10. 24 名古屋高裁金沢支部判決)

不在者投票において選挙人が自ら投票用封筒の封をすることなく選挙事務従事者にこれを交付し、選挙事務従事者が選挙人の面前を離れたのちこれに気付いて自ら封をしたときは、不在者投票の管理に関する選挙人の規定に違反するものであり、その投票は無効と解すべきである。

3 各種公職の任期満了日

[令和5年2月現在]

(任期)

衆議院議員	令和7年10月30日	衆議院議員	4年
参議院議員	令和8年7月25日	参議院議員	6年
〃	令和7年7月28日	(3年ごとに半数ずつ改選)	
県知事	令和6年4月15日	県知事	4年
県議会議員	令和5年4月29日	県議会議員	4年
		市町村長	4年
		市町村議会議員	4年

市町村名	長の任期満了日			議員の任期満了日			市町村名	長の任期満了日			議員の任期満了日		
	年	月	日	年	月	日		年	月	日	年	月	日
熊本市	8	12	2	5	4	30	産山村	7	11	29	5	4	29
八代市	7	9	3	7	9	3	高森町	5	4	29	5	4	29
人吉市	5	4	30	5	4	30	南阿蘇村	7	3	5	7	3	5
荒尾市	7	2	4	5	4	30	西原村	8	7	30	6	9	24
水俣市	8	2	21	5	4	30	御船町	5	4	26	5	4	29
玉名市	7	11	12	7	11	12	嘉島町	5	2	10	5	2	28
天草市	7	2	20	8	4	22	益城町	8	5	4	5	4	29
山鹿市	7	2	19	7	2	19	甲佐町	5	8	31	5	2	28
菊池市	7	4	23	8	5	31	山都町	7	3	5	7	10	31
宇土市	8	4	28	8	10	20	氷川町	7	11	5	7	11	5
上天草市	8	12	13	7	4	30	芦北町	7	1	22	8	3	31
宇城市	7	2	26	8	4	30	津奈木町	7	7	24	5	4	30
阿蘇市	7	3	5	5	2	10	錦町	5	4	26	5	4	20
合志市	8	4	1	5	4	30	あさぎり町	5	4	26	6	4	30
美里町	6	12	4	8	4	30	多良木町	7	2	18	5	4	30
玉東町	7	1	27	5	4	29	湯前町	5	4	26	6	11	25
和水町	8	4	15	8	4	15	水上村	5	4	30	5	4	30
南関町	8	4	8	8	2	25	相良村	6	3	22	7	4	30
長洲町	7	5	8	7	10	19	五木村	5	10	20	7	8	3
大津町	7	2	9	7	2	28	山江村	8	8	1	5	4	29
菊陽町	8	10	13	5	5	1	球磨村	6	3	24	8	5	4
南小国町	5	4	25	5	4	30	苓北町	9	1	29	5	2	4
小国町	5	4	26	5	4	30							

県・市区町村選管所在地、電話番号一覧表

熊本県選挙管理委員会 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 (直) 096-333-2104

市区町村名	郵便番号	住所	電話番号
熊本市	〒860-0806	熊本市中央区花畑町9-24 住友生命熊本ビル9F	096-328-2771
熊本市中央区	〒860-8601	熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2610
熊本市東区	〒862-8555	熊本市東区東本町16-30	096-367-9121
熊本市西区	〒861-5292	熊本市西区小島二丁目7-1	096-329-1142
熊本市南区	〒861-4189	熊本市南区富合町清藤405-3	096-357-4112
熊本市北区	〒861-0195	熊本市北区植木町岩野238-1	096-272-1110
八代市	〒869-4703	八代市千丁町新牟田1502-1	0965-30-1663
人吉市	〒868-8601	人吉市西間下町7-1	0966-24-5308
荒尾市	〒864-8686	荒尾市宮内出目390	0968-63-1254
水俣市	〒867-8555	水俣市陣内1丁目1-1	0966-61-1641
玉名市	〒865-8501	玉名市岩崎163	0968-75-1157
天草市	〒863-8631	天草市東浜町8-1	0969-32-7878
山鹿市	〒861-0592	山鹿市山鹿987-3	0968-43-1594
菊池市	〒861-1392	菊池市隈府888	0968-25-7201
宇土市	〒869-0492	宇土市浦田町51	0964-22-1111
上天草市	〒869-3692	上天草市大矢野町上1514	0964-56-1111
宇城市	〒869-0592	宇城市松橋町大野85	0964-32-1798
阿蘇市	〒869-2695	阿蘇市一の宮町宮地504-1	0967-22-3239
合志市	〒861-1195	合志市竹迫2140	096-248-1112
美里町	〒861-4492	下益城郡美里町馬場1100	0964-46-2111
玉東町	〒869-0303	玉名郡玉東町大字木葉759	0968-85-3111
和水町	〒865-0192	玉名郡和水町江田3886	0968-86-5720
南関町	〒861-0803	玉名郡南関町関町64	0968-53-1111
長洲町	〒869-0198	玉名郡長洲町大字長洲2766	0968-78-3111
大津町	〒869-1292	菊池郡大津町大字大津1233	096-293-3111
菊陽町	〒869-1192	菊陽町大字久保田2800	096-232-2111
南小国町	〒869-2492	阿蘇郡南小国町大字赤馬場143	0967-42-1112
小国町	〒869-2592	阿蘇郡小国町大字宮原1567-1	0967-46-2111
産山村	〒869-2703	阿蘇郡産山村大字山鹿488-3	0967-25-2211
高森町	〒869-1602	阿蘇郡高森町大字高森2168	0967-62-1111
南阿蘇村	〒869-1404	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705-1	0967-67-1111
西原村	〒861-2492	阿蘇郡西原村大字小森3259	096-279-3111
御船町	〒861-3296	上益城郡御船町大字御船995-1	096-282-1111
嘉島町	〒861-3192	上益城郡嘉島町上島530	096-237-1112
益城町	〒861-2295	上益城郡益城町木山594	096-286-3111
甲佐町	〒861-4696	上益城郡甲佐町豊内719-4	096-234-1140
山都町	〒861-3592	上益城郡山都町浜町6	0967-72-1111
氷川町	〒869-4814	八代郡氷川町島地642	0965-52-7111
芦北町	〒869-5498	葦北郡芦北町大字芦北2015	0966-82-2511
津奈木町	〒869-5692	葦北郡津奈木町大字小津奈木2123	0966-78-3111
錦町	〒868-0302	球磨郡錦町大字一武1587	0966-38-1111
あさぎり町	〒868-0408	球磨郡あさぎり町免田東1199	0966-45-1111
多良木町	〒868-0595	球磨郡多良木町大字多良木1648	0966-42-6111
湯前町	〒868-0621	球磨郡湯前町1989-1	0966-43-4111
水上村	〒868-0795	球磨郡水上村大字岩野90	0966-44-0311
相良村	〒868-8501	球磨郡相良村大字深水2500-1	0966-35-0211
五木村	〒868-0201	球磨郡五木村甲2672-7	0966-37-2211
山江村	〒868-8502	球磨郡山江村大字山田甲1356-1	0966-23-3111
球磨村	〒869-6401	球磨郡球磨村大字渡丙1730	0966-32-1111
苓北町	〒863-2503	天草郡苓北町志岐660	0969-35-1111